

2016年改正一般裁判所手続規則 [参考訳]

2017年9月12日
明治大学法学部教授
夏井 高人

The Rules of Procedure of the General Court (OJ L 105, 23.4.2015, p.1-66) 及びその後の改正法令に基づき、翻訳を試みた。テキスト(英語版)は、下記の Europa の Web サイトから入手した。

[http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015Q0423\(01\)](http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:32015Q0423(01))

[2017年9月6日確認]

2015年4月23日改正の一般裁判所手続規則は、2016年8月12日及び2016年9月1日に多数の改正が加えられている。この参考訳では、まず2015年4月23日改正版の翻訳を作成した上で、Amendment to the Rules of Procedure of the General Court (OJ L 217, 12.8.2016, p.71-71)、Amendment of the Rules of Procedure of the General Court (OJ L 217, 12.8.2016, p.72-72) 及び Amendments to the Rules of Procedure of the General Court (OJ L 217, 12.8.2016, p.73-77) に基づき、改正部分を順次修正し、2016年9月1日改正時点における正文（以下「2016年改正一般裁判所手続規則」という。）を得るという手順で作成することにした。

2015年4月23日の改正により、一般裁判所手続規則の条項における文言は、2016年8月12日改正 (OJ L 217, 12.8.2016, p. 69) 後の欧州司法裁判所手続規則 (OJ L 265, 29.9.2012) の中の対応する条項の文言とほぼ同一となるように統一化が行われた。

2016年改正一般裁判所手続規則は、目次、前文及び条文の3つの部分で構成されている。この参考訳においては、目次、前文及び条文の部分のみの全文を訳出した。ただし、この参考訳が事実上の統合版であることから、2015年改正一般裁判所手続規則の条文との混同の危険性を避けるため、採択の日付及び署名の部分の訳出は割愛した。

この参考訳においては、原則として直訳とした。直訳のままでは日本語として意味の通らない部分や非常にわかりにくい部分に関しては、やむを得ず意訳とした。

ただし、意訳の語彙上の選択基準は、個々の法令の制定趣旨や当該法令の起草者の個人的趣味や歴史的変遷等を反映せざるを得ない部分があるので、個々の法令により一定せず、常に個別的なケースバイケースの検討が求められる。それゆえ、一般の英語教育上の慣例や翻訳家の慣例とは異なる訳となっている部分がある。

この参考訳は、あくまでも2016年改正一般裁判所手続規則の私的な和訳であり、関連分野の研究者のための参考として提供するものである。確定訳ではなく、現時点における検討結果の一部を示すものであるため、今後、必要に応じて改訂・修正が加えられる可能性がある。誤記等

があるときは、随時、法と情報雑誌上においてその正誤を公表する。

この参考訳に訳注はない。脚注は、全て原注である。

この参考訳は、2016年9月1日までの改正を反映するものであり、その後の改正は反映されていない。

(この参考訳作成する際に考慮した事項)

「form of order」は、裁判所に対して当事者が「求める裁判」の態様を意味する。すなわち、日本国の民事訴訟法制に即して言えば、「form of order」として、原告の側では「請求の趣旨」を示し、被告の側では(理論的には裁判所の職権発動を促す主張に過ぎないものに相当するものを含め)原告の請求の趣旨に応答して求める裁判(請求棄却の裁判、請求却下の裁判、移送の裁判等)を示すことになる。

本案訴訟以外の全ての態様の裁判について共通の概念として「form of order」が用いられていることから、他の関連参考訳と同様、この参考訳においても、「裁判の構成」と訳すことにした。

一般に、このような語に関しては、説明文または訳注なしで法令の翻訳文を作成することは、不可能である。それゆえ、一般に、説明文または脚注が一切存在しない翻訳文を読む場合には、当該法令と直接または間接に関連する情報・知識の網羅的な調査を含め、相当慎重な検討と吟味が求められる。

「main party」とは、訴訟手続における申立人(原告)及び相手方(被告)のことを指す。

「representatives」は、2015年改正一般裁判所手続規則第6項第2項(e)で定義されており、弁護士のみならず、代理人及び補佐人を含む概念である。また、弁護士は、法廷弁護士(barrister、advocates)だけではなく事務弁護士(solicitor)を含む趣旨と解される。ただし、弁護士が法廷において弁論その他の訴訟行為をするためには、当該弁護士が国籍をもつ構成国の裁判所から発行される訴訟行為資格のあることを認証する証明書を提示する必要がある。その意味で、「representatives」を日本国の法制における弁護士と同じようなものと単純に理解することには一定の危険が伴う。

この参考訳においては、「representatives」を「訴訟代理人」と訳すことにした。

2015年改正一般裁判所手続規則第51条は、訴訟代理人の強制を定めている。その制度趣旨に関しては、異なる意見もあるけれども、基本的には、電子送達の必要上、必然的に、司法裁判所において送達場所を登録し、識別子(訴訟代理人ID)を取得して、eCuriaによる電子的な文書のやりとりをすることのできる訴訟代理人を強制する必要があると考えるのが正しい。司法裁判所、一般裁判所及び特別裁判所(現時点では公務員裁判所)の電子化は、今後、更に急速に進行するものと推定される。そのことから、現在及び将来の訴訟法研究者にとって、サイバー法及び本来の意味における情報法の知識は必須である。ここでいう本来の意味での情報法とは、ハイブリッドな脅威報告書(JOIN(2017)30)の参考訳・法と情報雑誌2巻8号91~119頁の冒頭部分(解説)で示した意味における情報法を意味し、知的財産権の特定の分野等に限

定されたものという意味での情報法なるものを含まない。本来の意味における情報法の中核となるべき情報通信技術及びそのような技術と関連する諸法令の知識・理解が求められるのである。現状では、電子法廷に関する本格的な研究成果は、例えば、笠原毅彦氏(桐蔭横浜大学教授)の研究等に限定されているが、本来は、このような研究が現代の訴訟法学の主要な構成部分となるべきものである。今後の訴訟法研究においては、訴訟制度における電子的な仕組みとそれを取りまく様々な法的課題を含めた研究姿勢が不可欠である。

「Office for Harmonisation in the Internal Market (Trade Marks and Designs)」は、「域内市場調和局(商標及び意匠)」と訳すべきである。

「欧州特許商標庁」との訳もあるが、「Office for Harmonisation in the Internal Market」は、商標権及び意匠権のみを所管し、特許権を所管しないので、明らかに誤訳である。EUにおいて、EUにおいて特許権を所管するのは、欧州特許庁(EU Patent Office)である。

また、「知的財産権局」との訳もあるが、これも誤りである。Europaのサイト上には、「The OHIM is both an agency of the European Community and an industrial property office with its technical function: the registration of industrial property rights」との説明がある。すなわち、Office for Harmonisation in the Internal Market(OHIM)は、EUにおける知的財産権と関連する行政事務全部を掌理しているのではなく、知的財産権の登録業務の一部を所管しているのみである。そして、厳密には、「Office for Harmonisation in the Internal Market」は、EUのOfficeではなく、EUのOfficeの下にあるAgency(部局)に位置付けられる。それゆえ、Office for Harmonisation in the Internal Market(OHIM)に関しては、「Office」を「庁」ではなく「局」と訳するのが正しい。

なお、2016年改正(OJ L 217, 12.8.2016, p.71-71)により、第1条第2項(g)は、「the Office for Harmonization in the Internal Market (Trade Marks and Designs)」から「the European Union Intellectual Property Office」へと改められた。「the European Union Intellectual Property Office」は、「欧州知的財産局」と訳すべきである。その所管業務は、やはり、商標及び意匠である。

「material」は、語それ自体としては、いかようにも訳され得るが、2015年4月23日の改正後の一般裁判所手続規則においては、申立書(訴状)、答弁書及び主張書面(準備書面)のような手続文書に添付される各種関係文書等のことを指している。同改正前の条項と比較してみると、同改正により「material」と改められた部分は、同改正前には「documents」である。これは、商標及び意匠を中心とする知的財産権訴訟の手続が拡充された結果であると考えられる。

すなわち、商標権や意匠権を含め知的財産権と関連する訴訟においては、文章を記録したものという意味での文書だけではなく、図案や図形を示す書面が多数提出され、更に、立体商標のようなものを考えてみると、それを文書(書面)としてとらえるだけでは語としての限界があることが明らかである。現実の証拠調べにおいても、書証としてではなく物証として取り調べられることが多々あるであろう。そのため、例えば、申立書(訴状)に添付すべきものとしても、書面としてではなく物体として添付せざるを得ない場合が多々発生することになる。そのような状況を前提とする場合、「添付書類」や「添付文書」と言った概念だけで添付されるものの全てを表現することは、

明らかに無理である。そのために、「annexed documents」ではなく「annexed materials」等と表現されるようになったものであろう。

様々な訳語が考えられるが、デジタルのものも含め、既に物体ではなく、固定的でもないものを申立書（訴状）等に添付する方法を考えなければならない状況が出現しつつある現状に鑑みると（例：立体的なホログラムを含め、一定の波長の光線が一定の空間に存在する状態、一定の空気振動が一定の空間に存在する状態、一定の香りが一定の空間に漂う状態等）、現時点で適切な訳語を確定することには多くの困難がある。この参考訳では、やむを得ず、便宜的に「material」を「物件」と訳すことにした。しかし、将来、より適切な語を見出すことができるようになれば、その語を訳語として用いるべきである。

第64条の「adversarial nature」は、要するに、当事者対立構造をもつような性質のことを意味する。「訴訟の対立構造」と「当事者主義的な性質」とは、一般に、ほぼ同義的に用いられている。同様に、「adversarial principle」は、要するに、当事者対立構造をもつような訴訟制度または訴訟運営を尊重する基本的な考え方を意味する。

2015年改正前の一般裁判所手続規則においては、当事者主義の原則を反映するような条項がほとんど含まれていなかった。当事者及びその訴訟代理人は、基本的に、裁判所の指揮・指示・判断に従うのみである。

2015年改正により、その前文(9)において当事者主義の原則の尊重する趣旨が明確化され、かつ、第64条にその具体的な内容を示す条項が新設された。

しかし、一般裁判所手続規則におけるその実質をみると、当事者主義ではなく、職権主義を第一とし、原則として、予審判事による職権主義的な主張整理手続と職権証拠調べを先行させるという訴訟制度上の根本構造は、そのままのものとされている。ただ、訴訟法上の意味における裁判所だけが知っている訴訟資料に基づく判断を避け、訴訟資料へのアクセスと訴訟代理人の意見陳述の機会を確保したという意味で、当事者の関与する機会・可能性がやや拡充されたといえることはできる。

EUにおける民事訴訟及び行政訴訟の基本的な構造は、日本国における旧裁判所構成法当時の構造と同じであり、米国流の訴訟構造とはかなり異なるものである。それゆえ、EUと米国と英国とで同じような意味をもつものとして訳すことが一応可能な範囲内にある律用語であっても、それぞれの領域における基本的な訴訟構造の中でもつ機能・意味がかなり異なっている場合があるということに留意しなければならない。EUの訴訟法及び裁判制度に限定する限り、日本国の旧裁判所構成法の構造・条項及び解釈・運用に関する十分な理解を得た上で、これを検討することが必須である。

その意味で、同一の原語に対して同一の訳語をあて、その辞書的な意味を画一的に確定することは不可能であり、かつ、形式的にそのようにすることには、かなりの弊害がある。少なくとも、ほぼ無意味である。

当該裁判管轄権が及ぶ地理的または政治的領域における基本的な価値観、基本的な訴訟構造、訴訟制度の歴史全般、官吏任用制度の態様、弁護士制度の態様、国民の一般的な意識、貴族階級または特権階級の存否の広範な関連諸事情等を十分に踏まえた上で、個別にその訳語が検討されなければならない。

以上を踏まえた上で、この参考訳においては、「adversarial principle」を「当事者主義の原則」と訳し、「adversarial nature」を「当事者主義的な性質」と訳すことにした。しかし、その趣旨は、上記のとおりであり、日本国の裁判制度を念頭に置いた上で通常理解されているような意味における当事者主義や当事者対立構造とはかなり様子の異なるものであることに十分に留意すべきである。実際には、「審理手続への当事者の関与の機会」程度の意味しかない。

当事者及びその他の関係者の氏名が判決文等に含まれる場合の法的問題(特にプライバシー保護及び名誉毀損関連の法的問題)とその技術的な対処方法については、かつて、明治大学の大型研究である社会・人間・情報プラットフォームプロジェクト(SHIP プロジェクト)において検討したとおりである。その検討結果である成果物は、明治大学学術成果リポジトリに収録され、公表されている。

2015年改正後の一般裁判所手続規則の第66条は、この問題と関連するものである。これとは別に、例えば、不正競争防止法関連の事件において、営業秘密を含め、様々な秘密情報を秘密としたままで訴訟手続を遂行する方法も導入する必要がある。

そのような法的問題は、一般裁判所手続規則中にある関連条項、例えば、事件併合後における従前の主張書面の調査(第68条第4項参照)、証拠調べ手続(第92条第3項参照)、インカメラによる審理手続(第109条)、送達における除外条項(第144条第2項参照)等によって対応される。加えて、証拠調べ措置の過程で提出された秘密の情報、物件及び文書の取扱い、並びに、欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に関する情報及び物件の取扱いに関し、第103条ないし第105条には、更に詳細な秘密情報の保護条項がある。この第103条ないし第105条の条項は、2013年改正一般裁判所手続規則の第67条を大幅に拡充し、その手続を詳細に定めるものである。

2015年改正一般裁判所手続規則第105条第11項に定める情報の防護のための別の規則として、Decision (EU) 2016/2387 of the General Court of 14 September 2016 concerning the security rules applicable to information or material produced in accordance with Article 105(1) or (2) of the Rules of Procedure (OJ L 355, 24.12.2016, p.18-30)が制定されている。

2015年改正一般裁判所手続規則の第66条の中で対象とされている情報の中で個人の「識別子(identification (ID))」は、主に、プライバシー保護または個人データ保護の要請によるものであり、「情報」は、主として、法的に保護される営業秘密を含め、知的財産訴訟、または、国家機密を含め、行政訴訟や公務員裁判所の裁判を不服とする控訴事件への対応と関連するものと推測される。

なお、EUにおける営業秘密の保護に関する指令として、Directive (EU) 2016/943 of the European Parliament and of the Council of 8 June 2016 on the protection of undisclosed know-how and business information (trade secrets) against their unlawful acquisition, use and disclosure (OJ L 157, 15.6.2016, p.1-18)がある。

2015年改正後の一般裁判所手続規則第81条第1項(b)の「particulars of the status and address of the applicant's representative」は、「particulars of the status and address of the defendant's representative」の誤りではないかと思われる。しかし、2017年9月1日現在で確認可能なEU官報上ではこの点に関する補正が行われておらず、確実ではないので、原文のとおり

に訳すことにした。

「**modification of the application**」は、要するに、「訴えの変更」を意味する。

訴えの変更は、訴訟物理論と深く関係するもので、民事訴訟法学説上の立場の相違により、かなり異なる見解が成立し得る。

2015年改正後の一般裁判所手続規則第86条は、この訴えの変更の要件を比較的詳細に定めており、比較立法学的な意味においても非常に興味深いものとなっている。このような比較的詳細な条項が定められたのは、各構成国において理論民事訴訟法学の主流に相違があり、当然のことながら、国家制度としての民事訴訟制度にもかなり大きな相違があることから(例:英国の訴訟制度とドイツの訴訟制度)、EUを構成する各国から選抜される判事の集合体である一般裁判所の中において、訴えの変更の要否・可否に関し、判事によって結論が異なることがあり得るからではないかと想像される。これは、EUならではの現象という側面もあるが、日本国のような非常に小さな国であっても、裁判官の中で同様の見解の対立が生じることはあり得る。そのことは、例えば、訴訟物理論と切っても切れない関係にある要件事実論に関し、同じ判事出身の民事訴訟法研究者であっても、その見解が区々に分かれる部分があることから推察することができる。

他方で、「**application**」は、直接訴訟(通常訴訟)における訴えの提起の場合だけではなく、他の種類の訴訟提起行為についても用いられている。しかも、異なる態様・性質の訴訟提起行為を一緒に述べるという文脈でこの語が用いられている箇所もあるので、文脈に応じて訳語を変えると、非常にまずい結果を発生させることが危惧される。

以上のような前提を踏まえた上で、この参考訳においては、「**application**」を「申立て」または「申立書」と、「**modification of the application**」を「申立ての変更」または「申立書の変更」とそれぞれ訳すことにし、それが直接訴訟(通常訴訟)に限定して用いられている場合であっても、その訳語を「訴え」または「訴状」とはしないほうが無難であると判断した。

なお、フランス語版では、「**Adaptation de la requête**」となっており、これは、「請求の変更」または「請求書面の変更」を意味するので、直接訴訟(通常訴訟)においては、「訴えの変更(請求の変更)」または「訴状の変更」を意味する点において、英語版と同じである。ドイツ語版では、「**Anpassung der Klageschrift**」であり、これも同様であるが、書面としての「訴状の変更」という意味に限定して解釈することは可能である。ただし、ドイツ語版では、ドイツ語によるこの部分の訳文が、それ自体として、民事通常訴訟の第1審訴訟手続に明確に適合するような訳になっているという(法情報学の観点からは)興味深い特徴がある。

「**cross-claim**」は、3面訴訟形態の一種であり、「共同被告間請求」と訳されることもある。同一の訴訟当事者間で反対請求の訴えが提起される反訴(**counter-claim**)とは異なる。

しかし、2015年改正一般裁判所手続規則における「**cross-claim**」は、共同被告間の訴訟ではなく、共同訴訟参加人間の訴訟のことを指す。

それゆえ、「共同被告間請求」は、すこぶる不適切な訳語である。理論的には、共同原告間における「**cross-claim**」もあり得ることを考えると、当事者の訴訟上の立場を反映する訳語は適切ではなく、中性的な訳語とすべきである。

以上の諸点を考慮に入れた上で、この参考訳においては、「**cross-claim**」を「交叉請求」と訳

すことにした。この場合の「交叉」のベクトルは、固定されない。

以上のほか、訳語の選択等に関しては、後掲 2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分及び後掲 2013年改正一般裁判所手続規則の参考訳の冒頭部分で述べたとおりである。

（訳出済みの関連法令等及び参考文献）

2016年改正欧州司法裁判所規程の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号283～303頁にある。2016年改正欧州司法裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号201～282頁にある。司法裁判所手続規則補足規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号304～314頁にある。2013年改正一般裁判所手続規則の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号315～367頁にある。司法裁判所決定2011/C 289/06の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号450～453頁にある。一般裁判所決定(EU) 2016/2387の参考訳は、法と情報雑誌2巻9号454～472頁にある。法へのアクセス報告書の参考訳は、法と情報雑誌2巻6号136～158頁にある。

この参考訳を作成するに際しては、上記各参考訳の冒頭部分に掲記した文献等を参考にした。

一般裁判所手続規則

目次

前文的な条項

第1条 定義

第2条 この規則の趣旨

第1款 一般裁判所の組織

第1章 一般裁判所の所長及び構成員

第3条 判事及び独立弁論官の職務

第4条 判事の任期の開始

第5条 宣誓の挙行

第6条 誓約

第7条 判事の解任

第8条 席次の順位

第2章 一般裁判所の所長

第9条 一般裁判所の所長及び副所長の選任

第10条 一般裁判所の所長の責務

第11条 一般裁判所の副所長の責務

第12条 一般裁判所の所長及び副所長が執務できない場合

第3章 小法廷及び裁判所の裁判体

第1節 小法廷の構成及び裁判所の裁判体の構成

第13条 小法廷の構成

第14条 職務権限を有する裁判所の裁判体

第15条 大法廷の構成

第16条 判事の除斥及び回避

第17条 裁判所の裁判体の構成員が執務できない場合

第2節 小法廷の総括者

第18条 小法廷の総括者の選任

第19条 小法廷の総括者の権限

第20条 小法廷の総括者が執務できない場合

第3節 評議

第21条 評議に関する手続

第22条 評議に参加する判事の員数

第23条 大法廷の定足数

第24条 3判事小法廷及び5判事小法廷の定足数

第4章 事件の配点及び配点替え、予審判事の指名、裁判所の裁判体への回付及び単 判事への委任

第25条 配点基準

第26条 事件の最初の配点及び予審判事の指名

- 第27条 新たな予審判事の指名及び事件の配点替え
- 第28条 異なる員数の判事で構成される小法廷への回付
- 第29条 単独判事への委任

第5章 独立弁論官の指名

- 第30条 独立弁論官を指名することができる場合
- 第31条 独立弁論官の指名に関する手続

第6章 登録所

第1節 記録官

- 第32条 記録官の任命
- 第33条 副記録官
- 第34条 記録官及び副記録官が執務できない場合
- 第35条 記録官の責務
- 第36条 登録簿の保管
- 第37条 登録所の調査
- 第38条 事件の記録へのアクセス

第2節 その他の部署

- 第39条 官吏及びそれ以外の公務員

第7章 一般裁判所の職務

- 第40条 一般裁判所の所在地
- 第41条 一般裁判所の司法業務の暦
- 第42条 全体法廷
- 第43条 調書の作成

第2款 用語

- 第44条 事件の言語
- 第45条 事件の言語の確定
- 第46条 事件の言語の使用
- 第47条 言語に関する記録官の準備の職責
- 第48条 裁判所の刊行物の言語
- 第49条 正式の文

第3款 直接訴訟

- 第50条 適用範囲

第1章 一般規定

第1節 当事者の訴訟代理

- 第51条 訴訟代理人を付す義務

第2節 当事者の訴訟代理人の権利及び義務

- 第52条 特権、免除及び施設
- 第53条 当事者の代理人の地位
- 第54条 免除の放棄
- 第55条 訴訟手続からの排除
- 第56条 大学教員

- 第3節 送達
 - 第57条 送達の方法
- 第4節 期間
 - 第58条 期間の計算
 - 第59条 機関によって採択されEU官報上で公示された措置に対する訴訟手続
 - 第60条 距離による延長
 - 第61条 期間の設定及び延長
 - 第62条 期限経過後に提出された手続文書
- 第5節 訴訟手続の実施及び事件を取り扱うための手続
 - 第63条 訴訟手続の実施
 - 第64条 訴訟手続の当事者主義的な性質
 - 第65条 手続文書及び訴訟手続の過程で行われた裁判の送達
 - 第66条 公衆との関係における一定の情報の匿名化及び除外
 - 第67条 事件を取り扱う命令
 - 第68条 併合
 - 第70条 停止の決定及び訴訟手続の再開
 - 第71条 停止の期間及び効果
- 第2章 手続文書
 - 第72条 手続文書の提出のための共通規定
 - 第73条 紙の形態の手続文書の登録所への提出
 - 第74条 電子提出
 - 第75条 主張書面の長さ
- 第3章 訴訟手続の書面審理部分
 - 第76条 申立書の内容
 - 第77条 送達に関する情報提供
 - 第78条 申立書への添付
 - 第79条 EU官報上の告示
 - 第80条 申立書の送達
 - 第81条 答弁書
 - 第82条 文書の送付
 - 第83条 再主張及び再答弁
- 第4章 法律上の主張、証拠及び申立の変更
 - 第84条 新たな法律上の主張
 - 第85条 提出または提供される証拠
 - 第86条 申立ての変更
- 第5章 予審報告書
 - 第87条 予審報告書
- 第6章 手続整理措置及び証拠調べ措置
 - 第88条 総則
- 第1節 手続整理措置

- 第 89 条 目的
- 第 90 条 手続
- 第 2 節 証拠調べ措置
 - 第 91 条 目的
 - 第 92 条 手続
 - 第 93 条 証人の召喚
 - 第 94 条 証人の取り調べ
 - 第 95 条 証言義務
 - 第 96 条 鑑定書
 - 第 97 条 証人及び鑑定人の宣誓
 - 第 98 条 証人または鑑定人の宣誓違反行為
 - 第 99 条 証人または鑑定人に対する異議
 - 第 100 条 証人及び鑑定人の費用
 - 第 101 条 嘱託書
 - 第 102 条 証拠調べ期日の調書
- 第 3 節 証拠調べ措置の過程で提出された秘密の情報、物件及び文書の取扱い
 - 第 103 条 秘密の情報及び物件の取扱い
 - 第 104 条 機関によってアクセスが拒否された文書
- 第 7 章 欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に関する情報及び物件
 - 第 105 条 欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に関する情報及び物件の取扱い
- 第 8 章 訴訟手続の弁論部分
 - 第 106 条 訴訟手続の弁論部分
 - 第 107 条 弁論期日の日時
 - 第 108 条 弁論期日への当事者の不出廷
 - 第 109 条 インカメラで審理される事件
 - 第 110 条 弁論期日の実施
 - 第 111 条 弁論期日の終了
 - 第 112 条 独立弁論官の意見書の陳述
 - 第 113 条 訴訟手続の弁論部分の再開
 - 第 114 条 弁論期日の調書
 - 第 115 条 弁論期日の録音
- 第 9 章 判決及び命令
 - 第 116 条 判決言渡しの日時
 - 第 117 条 判決書の内容
 - 第 118 条 判決の言渡し及び送達
 - 第 119 条 命令書の内容
 - 第 120 条 命令書の署名及び送達
 - 第 121 条 判決及び命令の拘束力

- 第 122 条 EU 官報上の公示
- 第 10 章 欠席判決
 - 第 123 条 欠席判決
- 第 11 章 和解及び取下げ
 - 第 124 条 和解
 - 第 125 条 取下げ
- 第 11 章 a TFEU 第 270 条により提起された事件における一般裁判所により勧奨される和解的解決に関する手続
 - 第 125 条 a 手続
 - 第 125 条 b 基本当事者の合意の効力
 - 第 125 条 c 特別の登録簿及び記録
 - 第 125 条 d 和解による解決及び司法手続
- 第 12 章 命令によって最終判断される訴訟及び問題
 - 第 126 条 明らかに排斥される訴訟
 - 第 127 条 司法裁判所または公務員裁判所への移送
 - 第 128 条 裁判管轄権の放棄
 - 第 129 条 事件進行上の絶対的障害事由
 - 第 130 条 先決的抗弁及び先決問題
 - 第 131 条 裁判所の職権により、判決をしない事件
 - 第 132 条 明らかに理由のある訴訟
- 第 13 章 訴訟費用
 - 第 133 条 訴訟費用の定義
 - 第 134 条 訴訟費用の負担に関する一般規則
 - 第 135 条 衡平、不合理または濫用の訴訟費用
 - 第 136 条 取下げまたは放棄の場合の訴訟費用
 - 第 137 条 判決に至らなかった事件の訴訟費用
 - 第 138 条 訴訟参加人の訴訟費用
 - 第 139 条 訴訟手続の訴訟費用
 - 第 140 条 弁償され得る訴訟費用
 - 第 141 条 支払手続
- 第 14 章 訴訟参加
 - 第 142 条 訴訟参加の対象及び効果
 - 第 143 条 訴訟参加の申立て
 - 第 144 条 訴訟参加申立てに関する裁判
 - 第 145 条 陳述書の提出
- 第 15 章 訴訟救助
 - 第 146 条 総則
 - 第 147 条 訴訟救助の申立て
 - 第 148 条 訴訟救助を求める申立てに関する裁判
 - 第 149 条 訴訟救助の前払い及び責任

第150条 訴訟救助の取消し

第16章 緊急の手續

第1節 簡易訴訟手續

第151条 簡易訴訟手續に関する決定

第152条 簡易訴訟手續の申立て

第153条 優先的な取扱い

第154条 訴訟手續の書面審理部分

第155条 訴訟手續の弁論部分

第2節 運用停止または執行停止及びその他の仮措置

第156条 執行停止またはその他の仮措置の申立て

第157条 手續

第158条 申立てに関する裁判

第159条 事情の変更

第160条 新たな申立て

第161条 TFEU第280条、TFEU第299条及びTEAEC第164条による申立て

第17章 判決及び命令と関連する申立て

第162条 申立ての配点

第163条 訴訟手續の停止

第164条 判決及び命令の更正

第165条 言渡しの誤り

第166条 欠席判決の破棄

第167条 第三者異議訴訟手續

第168条 判決及び命令の解釈

第169条 再審

第170条 償還されるべき訴訟費用に関する紛争

第4款 知的財産権に関する訴訟手續

第171条 適用範囲

第1章 訴訟手續の当事者

第172条 被告

第173条 審判部における手續の他の当事者の一般裁判所における地位

第174条 当事者の交代

第175条 当事者の交代を求める申立書

第176条 当事者の交代を求める申立てに関する裁判

第2章 申立書及び答弁書

第177条 申立書

第178条 申立書の送達

第179条 答弁書の提出が認められる当事者

第180条 答弁書

第181条 訴訟手續の書面審理部分の終了

第3章 交叉請求

- 第 178 条 申立書の送達
- 第 183 条 交叉請求の内容
- 第 184 条 交叉請求に含まれる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的主張
- 第 185 条 交叉請求に対する答弁書
- 第 186 条 訴訟手続の書面審理部分の終了
- 第 187 条 基本訴訟と交叉訴訟との関係
- 第 4 章 手続の他の側面
 - 第 188 条 一般裁判所における訴訟手続の対象
 - 第 189 条 主張書面の長さ
 - 第 190 条 訴訟費用に関する条項
 - 第 191 条 他の適用可能な条項
- 第 5 款 欧州公務員裁判所の裁判に対する控訴
 - 第 192 条 適用範囲
- 第 1 章 控訴
 - 第 193 条 控訴状の提出
 - 第 194 条 控訴状の内容
 - 第 195 条 控訴状に含められる求める裁判、法律上の主張及び法的見解の方式
 - 第 196 条 控訴が認められる場合において求める裁判の構成
- 第 2 章 答弁書、再主張書及び再答弁書
 - 第 197 条 控訴状の送達
 - 第 198 条 答弁書の提出が認められる当事者
 - 第 199 条 答弁書の内容
 - 第 200 条 答弁書において求める裁判の構成
 - 第 201 条 再主張書及び再答弁書
- 第 3 章 付帯控訴
 - 第 202 条 付帯控訴
 - 第 203 条 付帯控訴状の内容
 - 第 204 条 付帯控訴状に含められる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的見解
- 第 4 章 付帯控訴における答弁
 - 第 205 条 付帯控訴に対する答弁書
 - 第 206 条 付帯控訴に関する再主張及び再答弁
- 第 5 章 訴訟手続の弁論部分
 - 第 207 条 訴訟手続の弁論部分
- 第 6 章 命令による控訴の決定
 - 第 208 条 明らかに許容性のないまたは明らかに理由のない控訴または付帯控訴
 - 第 209 条 明らかに理由のある控訴または付帯控訴
- 第 7 章 登録簿からの控訴の削除の付帯控訴への影響
 - 第 210 条 控訴の取下げまたは明らかに許容されない控訴の付帯控訴への影響
- 第 8 章 控訴審における訴訟費用及び訴訟救助
 - 第 211 条 控訴審と関連する訴訟費用
- 第 9 章 控訴審に適用可能なその他の条項

第9章 控訴審で適用可能なその他の条項

第212条 主張書面の長さ

第213条 控訴審に適用可能なその他の条項

第10章 訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする控訴及び仮措置に関する裁判を不服とする控訴

第214条 訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする控訴及び仮措置に関する裁判を不服とする控訴

第6款 司法裁判所による差し戻し後の事件の訴訟手続

第1章 一般裁判所の裁判が破棄され、事件が差し戻された後の一般裁判所の裁判

第215条 司法裁判所による破棄及び差し戻し

第216条 事件の配点

第217条 訴訟手続の実施

第218条 訴訟手続に適用可能な条項

第219条 訴訟費用

第2章 一般裁判所の裁判が職権再審され、事件が差し戻された後の一般裁判所の裁判

第220条 司法裁判所による職権再審及び差し戻し

第221条 事件の配点

第222条 訴訟手続の実施

第223条 訴訟費用

最終条項

第224条 実装規則

第225条 執行

第226条 廃止

第227条 この規則の公示及び発効

一般裁判所は、
欧州連合条約、及び、とりわけ、その第19条に鑑み、
欧州連合の機能に関する条約、及び、とりわけ、その第254条第5項に鑑み、
欧州原子力共同体条約、及び、とりわけ、その第106条a第1項に鑑み、
欧州連合司法裁判所規程に関する議定書、並びに、とりわけ、その第19条第6項、第63条
及び第64条第2項に鑑み、
以下のとおりであるので、司法裁判所の同意を得て、2015年2月10日に与えられた理事会承
認により、この手続規則を採択する。

- (1) 1991年5月2日の手続規則は、変化し続ける領域内の異なる種類の事件を可能な最善な条件の下で一般裁判所が取扱うことができるようにする条項を一般裁判所に漸次装備するために、多数回にわたり改正されてきた。
- (2) この1組の規則に新たな首尾一貫性を与え、欧州連合の裁判所に提起される訴訟手続を規律する訴訟手続条項における一貫性を促進し、一般裁判所が合理的な時間内に事件に関して判断する能力を維持し、当事者の権利を明確化し、当事者の訴訟代理に関する一般裁判所の期待を定め、そして、技術的な変化を含め、手続文書の提出及び送達に関する一定の変化並びにその実装に伴う困難性を考慮に入れるための一定数の条項を改正するため、完全版の正文が必要である。
- (3) 知的財産権の分野で提起される訴訟及び欧州公務員裁判所の裁判を不服として申立てられる控訴は、それらの訴訟の特殊性に鑑み、直接訴訟に適用可能な手続条項によって規律される部分のほかに、特別の款に定める特別の手続規則に服するものとしなければならない。それゆえ、直接訴訟に関する規定、知的財産の分野における訴訟に関する規定及び控訴に関する条項は、この規則の基本的な枠組みを構成する。
- (4) 経験に照らし、訴訟の利益を享受するために、個々の訴訟手続に適用される規定を補充し、または、これを明確化することも必要である。関係する当の規定は、とりわけ、基本当事者に与えられる権利の範囲及び訴訟参加人に与えられる権利の範囲、または、知的財産権事件においては、訴訟参加人の地位の獲得及び彼の地位の範囲である。当事者主義の原則の尊重、及び、一定の状況において、訴訟手続の結果と関連する機微の情報の秘密を維持する必要は、特別の条項の対象である。公務員裁判所の裁判を不服とする控訴に関し、控訴と控訴状送達後の付帯控訴との間の明確な区別が追加的に定められなければならない。知的財産権の分野の事件に関し、元の訴訟と、手続開始申立書送達後に参加人から提起される交叉請求との間の同様の区別も定められなければならない。
- (5) それらの実装において、一定の手続の過度の複雑性が明らかとなった。それゆえ、それらは、簡素化されるのが適切である。これに基づき、知的財産権訴訟における事件の言語を決定するための規定は、関係者の利益のためのより大きな予測可能性と一般裁判所による「軽いタッチ」を確保する。欠席判決に関する規定は、勝訴の場合に、欠席判決の破棄を求める被告の申立てのリスクに晒されている申立人の利益のために、事件がより迅速に処理されるようにすることを狙うものである。
- (6) 規則をより理解しやすいものとするために、現行では手続規則の多数の異なる款及び章に置かれている判決及び命令に関する申請及び申立ては、直接訴訟に関する款の中にまと

められなければならない。同様に、読む者を助けるために、司法裁判所による判断後の手続は、裁判が破棄された後についても、また、職権再審の後についても、単一の款の中で定められる。

- (7) 事件負担が常に増加し続けることに対処する必要があるが、一般裁判所は、合理的な期間内にその判決を言渡し続けなければならない。それゆえ、とりわけ、知的財産権訴訟における書面審理手続を単一の主張書面の交換に制限することを定めること、申立書の中で求めた裁判の構成の変更の申立てを制限すること、EU 官報で公示された後の法定の期間経過後に認められ得るような類型の訴訟参加の類型を削除して訴訟参加に関する規定を簡素化すること、どの当事者も弁論を望んでおらず、かつ、事件の記録にある素材から十分な情報が一般裁判所に利用可能であると一般裁判所が判断する場合、直接訴訟における訴訟手続の弁論部分なしに判決し、及び、控訴審において訴訟手続の弁論部分なしに判決することができるようにするための一般裁判所のための条項を制定すること、小法廷総括者の決定権限を増強すること、単純な決定により判断が与えられる場合を増加させることによって、一般裁判所に係属する訴訟手続の期間を減少させるために行われる努力を継続することが重要である。
- (8) 同様の目的で、とりわけ、事件の配点替えの場合について定め、そして、知的財産権事件を審理し判断することができるようにすべく単独判事の権限を拡大するために、一般裁判所の組織に関する款に条項が追加された。
- (9) ある特別の条項の中で当事者主義の原則を宣言することによって、そして、他の基本当事者に対してはその情報を伝達しないことを例外的に正当化する事件において、一般裁判所が判決するために必要な、基本当事者から提供された一定の情報の秘密を維持する場合を規律する一群の厳格な規定によって、当事者主義の原則に従って訴訟手続が行われることが確認されている。新たな条項は、一般裁判所に対し、判事の除斥の場合または回避の場合における裁判体の枠組も提供している。この改革は、主張書面の長さに関する指示のような、実務における当事者に対する指示の中で、または、匿名化に関する条項及び第三者が事件の記録にアクセスする場合を定める条項のような、一般裁判所の記録官に対する指示の中で従前からとりいれられてきた手続条項上の規定の地位を高めることも意図している。
- (10) 最後に、時代遅れの一定の条項または適用されていない一定の条項を削除すること、この規則の条項の全ての項に番号を付すこと、各条に特定の標題を加えること、そして、語法を統一することによって、より読みやすい正文にされた。

前文的な条項

第1条 定義

1. この規則においては:
 - (a) 欧州連合条約の条項は、「TEU」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (b) 欧州連合の機能に関する条約の条項は、「TFEU」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (c) 欧州原子力共同体条約の条項は、「TEAEC」を伴って、その条項番号によって示され、
 - (d) 「規程」とは、欧州連合司法裁判所規程に関する議定書のことを意味し、
 - (e) 「EEA 協定」とは、欧州経済領域に関する協定¹のことを意味し、
 - (f) 「理事会規則第1号」とは、欧州経済共同体によって使用される言語を定める1958年4月15日の理事会規則第1号²のことを意味する。
2. この規則の目的のために:
 - (a) 「一般裁判所」とは、小法廷への配点または回付の場合、その小法廷のことを意味し、また、単独判事への委任または配点の場合、その単独判事のことを意味し;
 - (b) 「所長」とは、別異に定められる場合を除き、以下を意味し:
 - 裁判所の裁判体への配点がまだない場合、一般裁判所の所長、
 - 小法廷への配点の場合、その事件が配点された小法廷の総括者、
 - 単独判事への委任または配点の場合、その単独判事;
 - (c) 「当事者」とは、別異に定められる場合を除き、訴訟参加人を含め、訴訟手続の当事者を意味し;
 - (d) 「基本当事者」とは、事件により、申立人もしくは被告またはその両方を意味し;
 - (e) 「当事者の訴訟代理人」とは、規程第19条に従い、一般裁判所において当事者を訴訟代理する弁護士及び代理人を意味し、それが適切なときは、代理人は、補佐人または弁護士によって補佐され;
 - (f) 「機関」とは、TEUの第13条第1項に示す欧州連合の機関、並びに、諸条約またはその実装において採択された法令によって設置された組織、事務局及び部局であって、裁判所において当事者となることのできる者を意味し;
 - (g) 「局」とは、事件により、欧州知的財産局または欧州植物品種局を意味し;
 - (h) 「EFTA 監視機関」とは、EFTA 協定に示す監視機関を意味し;
 - (i) 「直接訴訟」とは、TFEU 第263条、TFEU 第265条、TFEU 第268条、TFEU 第270条及びTFEU 第272条に基づいて提起される訴訟を意味し;
 - (j) 「職員規則」とは、欧州連合の官吏の職員規則及び欧州連合のそれ以外の公務員の雇用条件規則に定める規則のことを意味する。

¹ OJ L 1, 3.1.1994, p.3.

² OJ, English Special Edition 1952-1958 (I), p.59.

第2条 この規則の趣旨

この規則は、必要な範囲内で、TEU、TFEU 及び TEAEC 並びに規程を実装し、補充する。

第1款 一般裁判所の組織

第1章 一般裁判所の所長及び構成員

第3条 判事及び独立弁論官の職務

1. 一般裁判所の全ての構成員は、原則として、判事の職務を遂行する。
2. 以下、一般裁判所の構成員を「判事」として示す。
3. 一般裁判所の所長、副所長及び小法廷総括者を除き、全ての判事は、第30条及び第31条に定める状況において、特定の事件における独立弁論官の職務を遂行する。
4. この規則における独立弁論官への参照は、判事が独立弁論官として指名された場合のみに適用される。

第4条 判事の任期の開始

判事の任期は、彼の任命書の中でその目的のために定める日付で開始する。日付に関する条項が存在しない場合、その任期は、その任命書の日付で開始となる。

第5条 宣誓の挙行

彼の職務を行う前に、判事は、司法裁判所において、以下のとおり、規程第2条に定める宣誓を行う：

「私は、公平に、かつ、良心に従って、私の職務を遂行することを誓う；私は、裁判所の評議の秘密を守ることを誓う」。

第6条 誓約

宣誓の後、直ちに、判事は、規程第4条第3項に定める誓約を行う宣言書に署名する。

第7条 判事の解任

1. 規程第6条に基づき、一般裁判所の判事が、必要な要件を満たしていないか否か、または、彼の職務から生ずる義務に適合していないか否かについて、司法裁判所に対し、一般裁判所との協議を経た後に、判断が求められる場合、一般裁判所の所長は、記録官の立会なく、一般裁判所に対して弁解をさせるため、関係する判事を召喚する。
2. 一般裁判所は、その意見の理由を示す。

3. 彼が必要な要件を満たしていない、または、その職務から生ずる義務に適合していないとの結果を示す意見は、規程第48条に従い、一般裁判所の判事中の多数の票を得るものとしなければならない。この場合、投票の結果は、司法裁判所に対して通知される。
4. 投票は、記録官の立会なく、無記名投票とする；関係する判事は、その評議に参加できない。

第8条 席次の順位

1. 判事の席次は、彼らとその職務に就いた日付に従って計算される。
2. それに基づいて均等な順位となる場合、その順位は、年齢によって決定される。
3. 退任する判事が再任される場合、その判事は、彼らの前任期の席次を維持する。

第2章 一般裁判所の所長

第9条 一般裁判所の所長及び副所長の選任

1. 判事らは、TFEU第254条第2項に定める部分的な交代の後、直ちに、彼らの構成員中の1名を、一般裁判所の所長として、3年の任期で選任する。
2. 一般裁判所の所長が通常任期満了前に空席となる場合、一般裁判所は、その残任期について後任者を選任する。
3. 本条に定める選任は、無記名投票とする。規程第48条に従い、一般裁判所を構成する判事の過半数の票を得た判事が選任される。過半数を得た判事がない場合、過半数に達するまで、投票が重ねられる。
4. そして、判事らは、第3項に定める手続に従い、彼らの構成員中の1名を、一般裁判所の副所長として、3年の任期で選任する。その任期が通常終了する日の前に副所長が空席となる場合、第2項が適用される。
5. 本条に従って選任された一般裁判所の所長及び副所長の氏名は、EU官報上で公示される。

第10条 一般裁判所の所長の責務

1. 一般裁判所の所長は、一般裁判所を代表する。
2. 一般裁判所の所長は、一般裁判所の司法業務及び司法行政を掌理する。
3. 一般裁判所の所長は、第42条に示す全体法廷を主宰する。
4. 一般裁判所の所長は、大法廷を主宰する。この場合、第19条が適用される。
5. 一般裁判所の所長が小法廷に配属されている場合、彼は、その小法廷の総括者となる。この場合、第19条が適用される。
6. 事件が裁判所の裁判体にまだ配点されていない場合、一般裁判所の所長は、第89条に定める手続整理措置を採択する。

第11条 一般裁判所の副所長の責務

1. 一般裁判所の副所長は、所長がその職務を遂行する際、一般裁判所の所長を補佐し、かつ、所長が執務できない場合には、所長の職務を行う。
2. 彼は、所長の求めにより、この規則の第10条第1項及び第2項に示す職務の遂行について、所長の職務を行う。
3. 一般裁判所は、決定により、副所長が所長の司法上の業務を遂行する場合の要件を定める。その決定は、EU官報上で公示される。
- 4.

第12条 一般裁判所の所長及び副所長が執務できない場合

一般裁判所の所長及び副所長が同時に執務できない場合、所長の権能は、第8条に定める順位に従い、小法廷の総括者によって、または、それに該当する場合は、他の判事によって行使される。

第3章 小法廷及び裁判所の裁判体

第1節 小法廷の構成及び裁判所の裁判体の構成

第13条 小法廷の構成

1. 一般裁判所は、3判事小法廷及び5判事小法廷を設ける。
2. 一般裁判所は、一般裁判所の所長の提案に基づき、どの判事を小法廷に配属するかを決定する。
3. 本条に従って行われる決定は、EU官報上で公示される。

第14条 職務権限を有する裁判所の裁判体

1. 一般裁判所に係属する事件は、第13条に従い、3判事または5判事で構成される小法廷によって審理され、判断される。
2. 事件は、第28条に定める要件に基づき、大法廷によって審理され、判断され得る。
3. 事件は、第29条に定める要件に基づき、その事件が彼に対して委任される場合、単独判事によって審理され、判断され得る。

第15条 大法廷の構成

1. 大法廷は、15名の判事によって構成される。
2. 一般裁判所は、大法廷に配属される判事がどのようにして指名されるかを決定する。その決定は、EU官報上で公示される。

第16条 判事の除斥及び回避

1. 判事が、規程第18条第1項及び第2項に従い、彼が事件の処理に参加してはならないと判断する場合、彼は、一般裁判所の所長に対し、そのように連絡し、所長は、彼をその裁判体構成から除斥する。
2. 一般裁判所の所長が、規程第18条第1項及び第2項に従い、ある判事が事件の処理に参加してはならないと判断する場合、所長は、その関係する判事に対して通知し、かつ、所長の判断を与える前に、その判事から意見を聴取する。
3. 規程第18条第3項に従い、本条の適用に関して困難が生ずる場合、一般裁判所の所長は、第1項及び第2項に示す事柄を全体法廷に付託する。この場合、投票は、記録官の立会なく、かつ、関係する判事の意見を聴取した後、無記名投票とする；関係する判事は、その評議に参加できない。

第17条 裁判所の裁判体の構成員が執務できない場合

1. 大法廷において、評議を開く前またはその事件が審議される前に、判事が執務できなくなる結果、第15条に定める判事の員数に達しない場合、一般裁判所の所長は、判事の必要員数を復元するために、大法廷を充足させる判事を指名する。
2. 3判事小法廷または5判事小法廷において、評議を開く前またはその事件が審議される前に、判事が執務できなくなる結果、判事の員数に達しない場合、その小法廷の総括者は、執務できない判事と交代させるために別の判事を指名する。同じ小法廷の判事を執務できない判事と交代させることができない場合、その小法廷の総括者は、一般裁判所の所長に対して連絡し、所長は、一般裁判所によって定められた基準に従い、判事の必要員数を復元するために、別の判事を指名する。この基準を含む決定は、EU官報上で公示される。
3. 事件の委任または配点を受けた単独判事が執務できない場合、一般裁判所の所長は、当該判事と交代する別の判事を指名する。

第2節 小法廷の総括者

第18条 小法廷の総括者の選任

1. 判事らは、第9条第3項に従い、彼らの中から3判事で構成される小法廷及び5判事で構成される小法廷の総括者を選任する。
2. 5判事小法廷の総括者は、3年の任期で選任される。この任期は、1度だけ更新され得る。
3. 3判事小法廷の総括者は、定められた任期で選任される。
4. 5判事小法廷の総括者の選任は、第9条に定める一般裁判所の所長及び副所長の選任後、直ちに行われる。
5. 小法廷の総括者が通常の任期満了前に空席となる場合、判事らは、その残任期のための後任者を選任する。
6. 本条に従って選任された小法廷総括者の氏名は、EU官報上で公示される。

第19条 小法廷の総括者の権限

1. 小法廷の総括者は、予審判事の意見を聴取した後、この規則によって彼に与えられた権限を行使する。
2. 小法廷の総括者は、彼の権限内にある裁判を小法廷に回付することができる。

第20条 小法廷の総括者が執務できない場合

第10条第5項及び第11条第4項を妨げることなく、小法廷の総括者が執務できない場合、彼の権能は、第8条に定める順位に従い、その裁判所の裁判体の判事によって行使される。

第3節 評議

第21条 評議に関する手続

1. 一般裁判所の評議は、秘密のものとされ、かつ、秘密のままとされる。
2. 弁論手続が行われた場合、その弁論手続に参加した判事のみが評議に参加する。
3. 評議に参加する全ての判事は、彼の意見及びその理由を述べる。
4. 最終的な討議の後、判事の過半数によって達した結論は、一般裁判所の裁判を決定付ける。評決の投票は、最初に投票する予審判事及び最後に投票する所長を除き、第8条に定める手続の順位とは逆の順で行われる。

第22条 評議に参加する判事の員数

判事が執務できないことにより、偶数の判事が存在する場合、この規則の第8条の目的のために最も席次の低い判事は、彼が予審判事でない限り、評議に参加することを控える。その場合、彼よりも1つだけ席次の高い判事は、評議に参加することを控える。

第23条 大法廷の定足数

1. 大法廷の裁判は、11名の判事が出席する場合においてのみ、有効である。
2. 判事が執務できないことの結果として、その定足数に達しなかった場合、一般裁判所の所長は、大法廷の定足数を満たすために別の判事を指名する。
3. 定足数を達成することができないまま、弁論が行われた場合、執務できない判事は、第2項に定めるように置き換わり、かつ、基本当事者の申立てにより、新たに弁論期日が開かれる。この弁論期日は、一般裁判所の職権によっても開かれる。第91条(a)及び(b)並びに第96条第2項に従って証拠調べ措置が採用された場合、新たな弁論期日が開かれなければならない。新たな弁論期日が開られない場合、第21条第2項は、適用されない。

第24条 3判事小法廷及び5判事小法廷の定足数

1. 3名または5名の判事で構成される小法廷の裁判は、その裁判が3名の判事によって行われる場合においてのみ、有効である。
2. 判事が執務できないことの結果として、3名または5名の判事で構成される小法廷において、その定足数に達しなかった場合、当該小法廷の総括者は、執務できない判事と交代させるために同じ小法廷の別の判事を指名する。同じ小法廷の判事を執務できない判事と交代させることができない場合、その小法廷の総括者は、一般裁判所の所長に対して連絡し、所長は、一般裁判所によって定められた基準に従い、判事の必要員数を復元するために、別の判事を指名する。この基準を含む決定は、EU官報上で公示される。
3. 定足数を達成することができないまま、弁論が行われた場合、執務できない判事は、第2項に定めるように置き換わり、かつ、基本当事者の申立てにより、新たに弁論期日が開かれる。この弁論期日は、一般裁判所の職権によっても開かれる。第91条(a)及び(b)並びに第96条第2項に従って証拠調べ措置が採用された場合、新たな弁論期日が開かれなければならない。新たな弁論期日が開かれない場合、第21条第2項は、適用されない。

第4章 事件の配点及び配点替え、予審判事の指名、裁判所の裁判体への回付 及び単独判事への委任

第25条 配点基準

1. 一般裁判所は、事件を小法廷に配点する基準を定める。一般裁判所は、特別の事柄について事件を審理し、判断することに職責を負う1または複数の小法廷を設置することができる。
2. その決定は、EU官報上で公示される。

第26条 事件の最初の配点及び予審判事の指名

1. 訴訟手続を開始する文書が提出された後、直ちに、一般裁判所の所長は、第25条に従って一般裁判所によって定められる基準に従い、その事件をいずれかの小法廷に配点する。
2. 小法廷の総括者は、一般裁判所の所長に対し、その小法廷に配点された個々の事件に関し、予審判事として行動する判事の指名を提案する。一般裁判所の所長は、この提案に関して判断する。
3. 3判事小法廷または5判事小法廷において、当該小法廷に配属された判事の員数がそれぞれ3名または5名よりも多い場合、その小法廷の総括者は、どの判事に対して事件の判決に参加を求めらるかを決定する。

第27条 新たな予審判事の指名及び事件の配点替え

1. 予審判事が執務できない場合、裁判所の職務権限を有する裁判体の総括者は、一般裁判

所の所長に連絡し、所長は、新たな予審判事を指名する。新たな予審判事が、その事件が最初に配点された小法廷に配属されていない場合、その事件は、新たな予審判事が配属されている小法廷によって、審理され、判断される。

2. その事件の対象に基づいて事件間の関係を考慮に入れるため、一般裁判所の所長は、理由を付した決定により、かつ、関係する予審判事と協議した後、全ての関連事件について同じ予審判事が予審を行うことができるようにするため、事件の配点替えを行う。配点替えされた事件の予審判事が、その事件が最初に配点された小法廷に配属されていない場合、その事件は、新たな予審判事が配属されている小法廷によって、審理され、判断される。

3. 適正な司法行政上の利益において、かつ、例外として、一般裁判所の所長は、第87条に示す予審報告書の提出の前に、理由を付した決定により、かつ、関係する判事と協議した後、別の予審判事を指名することができる。当該予審判事が、その事件が最初に配点された小法廷に配属されていない場合、その事件は、新たな予審判事が配属されている小法廷によって、審理され、判断される。

4. 第1項ないし第3項に定める予審判事の指名の前に、一般裁判所の所長は、関係する小法廷の総括者の意見を求める。

5. 小法廷への判事の配属に関する一般裁判所の決定の結果として、小法廷の構成が変化した場合、評議が開始されていない限り、または、手続の弁論部分が開かれていない限り、その事件は、その決定によりその予審判事が配属される小法廷によって、審理され、判断される。

第28条 異なる員数の判事で構成される小法廷への回付

1. 法律上の困難性または事件の重要性または特別の事情がそれを求める場合、事件は、大法廷または異なる員数の判事で構成される小法廷に回付される。

2. その事件が係属した小法廷または一般裁判所の所長は、訴訟手続のいかなる段階においても、職権により、または、基本当事者の申立てにより、全体法廷に対し、その事件が第1項に定めるように回付されることを提案することができる。

3. より多い員数の判事で構成される裁判体へその事件を回付する決定は、全体法廷によって行われる。

4. より多い員数の判事で構成される裁判体へその事件を回付する決定は、基本当事者から意見を聴取した後に行われる。

5. その訴訟手続の当事者である構成国または欧州連合の機関からそのような申立てがある場合、その事件は、少なくとも5名の判事で構成される小法廷で審理され、判断される。

第29条 単独判事への委任

1. 生ずる法律上または事実上の問題の困難性がないこと、それらの事件の重要性が限定的なものであること、及び、それ以外の特別の事情が存在しないことを考慮に入れた上で、それらの事件をそのように審理し、判断するのが適切であり、かつ、本条に定める要件に基づき委任された場合、3判事で構成される小法廷に配点された以下の事件は、単独の判事として開廷する予審判事によって、これを審理し、判断することができる：

- (a) 後述の第 171 条に示す事件；
 - (b) TFEU 第 263 条第 4 項、TFEU 第 265 条第 3 項、TFEU 第 268 条及び TFEU 第 270 条により提起され、確立された判例法によって既に解決された問題のみを生じさせる事件、または、同じ救済が一連の事件の一部として求められており、かつ、その一部について既に終局裁判が行われた事件；
 - (c) TFEU 第 272 条により提起された事件。
2. 以下の場合には、単独判事に対して委任できない：
- (a) 一般的な適用のある法令に反する事件、または、違法性の主張が、明らかに、一般的な適用のある法令の違反を生じさせる事件；
 - (b) 司法裁判所または一般裁判所が当該主張によって提示された問題に関して既に判断を示したものでない限り、TFEU の第 270 条により提起され、その中で、一般的に適用のある法令に明らかに反する違法性の主張が提示されている事件；
 - (c) 以下の法令の実装に関する事件；
 - － 競争に関し、及び、集中の排除に関し、
 - － 国によって与えられた救助に関し、
 - － 取引を保護するための措置に関し、
 - － 同じ救済を求める一連の事件の一部として求められており、かつ、その一部について既に終局裁判が行われた事件を除き、農業市場における共通組織に関し。
3. 単独判事に対して事件を委員することに関する決定は、基本当事者から意見を聴取した後、その事件が係属していた 3 判事で構成される小法廷によって行われる。その訴訟手続の当事者である構成国または欧州連合の機関が、その事件が単独判事によって審理され、判断されることに対して異議を述べる場合、その事件は、その予審判事が所属する小法廷に係属し続ける。
4. 単独判事は、その委任を正当化する要件が充足されていないと彼が判断するときは、その事件を小法廷に戻す。

第 5 章 独立弁論官の指名

第 30 条 独立弁論官を指名することができる場合

一般裁判所は、法律上の困難性または事実の複雑性がそれを必要とすると一般裁判所が判断する場合、1 名の独立弁論官によって補佐され得る。

第 31 条 独立弁論官の指名に関する手続

1. 特定の事件において独立弁論官を指名する決定は、その事件が配点または回付された小法廷の要請により、全体法廷において行われる。
2. 一般裁判所の所長は、当該事件において独立弁論官の権能を遂行することを求められる判事を指名する。
3. そのように指名が行われた後、独立弁論官は、第 16 条、第 28 条、第 45 条、第 68 条、第 70 条、第 83 条、第 87 条、第 90 条、第 92 条、第 98 条、第 103 条、第 105 条、第 106 条、第

113条、第126条ないし第132条、第144条、第151条、第165条、第168条、第169条並びに第207条ないし第209条に定める裁判が行われる前に、意見を聴取される。

第6章 登録所

第1節 記録官

第32条 記録官の任命

1. 一般裁判所は、記録官を任命する。
2. 記録官の職が空席のときは、EU官報上で募集広告が公示される。利害関係者に対しては、3週間以上の期限内に、その国籍、学位、言語の知識、現在及び過去の職業、並びに、該当するときは、司法の分野及び国際的な分野における経験を完全に記載した履歴書を添えて、その応募をすることを招請する。
3. 投票は、第9条第3項に定める手続に従って行われる。
4. 記録官は、6年の任期で任命される。彼は、再任され得る。一般裁判所は、第2項に定める手続によることなく、記録官の任期の更新を決定することができる。その場合、第3項が適用される。
5. 記録官は、第5条に定める宣誓を行い、かつ、第6条に定める誓約書に署名する。
6. 記録官は、必要な要件を満たしていない場合、または、その職務から生ずる義務に適合していない場合においてのみ、解任され得る。一般裁判所は、記録官に対して弁解の機会を与えた後、記録官の立会なく、その決定を行う。
7. その任期が通常終了する日の前に記録官が空席となる場合、一般裁判所は、6年の任期で新たな記録官を任命する。

第33条 副記録官

一般裁判所は、記録官に関して定める手続により、記録官を補佐し、かつ、彼が執務できない場合にその職務を行う1または複数の副記録官を任命することができる。

第34条 記録官及び副記録官が執務できない場合

記録官が執務できず、及び、それが必要な場合、副記録官が執務できない場合、一般裁判所の所長は、記録官の職務を行わせるため、官吏または公務員を指名する。

第35条 記録官の責務

1. 記録官は、一般裁判所の所長の権限に基づき、全ての文書の受理、送付及び保管について、並びに、この規則に定める効果的な送達について、職責を負う。
2. 記録官は、その全ての公的な職務について、裁判所の構成員を補佐する。

3. 記録官は、その証印を保管し、かつ、それを記録する職責を負う。彼は、裁判所の刊行物、とりわけ、欧州裁判所判例集の刊行の職務、及び、一般裁判所に関する文書のインターネット上における配布の職務を担当する。
4. 記録官は、一般裁判所の所長の権限に基づき、裁判所の業務遂行、裁判所の財務管理及び裁判所の会計について職責を負い、かつ、これらにおいて、欧州連合司法裁判所の部署から支援を受ける。
5. この規則において別異に定める場合を除き、記録官は、一般裁判所の期日に在廷する。

第 36 条 登録簿の保管

1. 記録官に提出された全ての手続文書をそれらが提出された順に登録する登録簿は、記録官の責任の下で、登録所の中で保管される。
2. 文書が登録されたときは、記録官は、その手続文書の原本の上に、または、第 74 条により採択される決定の目的のために、当該文書の原本とみなされる版の文書の上に、原本であることの認証を付記し、また、当事者から求めがあるときは、その目的のために提出された副本の上に、その旨の付記をする。
3. 登録簿への登録及び第 2 項に定める付記は、正式のものである。

第 37 条 登録所の調査

いかなる者も、登録所において登録簿を調査することができ、かつ、記録官の提案に基づき一般裁判所によって定められる額の手数料を支払って、その謄写物または抜粋を得ることができる。

第 38 条 事件の記録へのアクセス

1. 第 68 条第 4 項、第 103 条ないし第 105 条及び第 144 条第 7 項に従い、訴訟手続の当事者は、事件の記録へのアクセスをもち、第 37 条に示す適切な手数料を支払って、手続文書の謄写物並びに命令書及び判決書の認証された正本を得ることができる。
2. 公的部門または民間の第三者は、当事者から意見を聴取した後に行われる一般裁判所の所長の明示の承認を得ることなく、事件の記録へのアクセスをもたない。その記録へのアクセスをもつことのその第三者の正当な利益についての詳細な説明書を付した要請書に基づいてのみ、その全部または一部について、承認が与えられ得る。

第 2 節 その他の部署

第 39 条 官吏及びそれ以外の公務員

1. 所長、判事及び記録官を直接に補佐することを職務とする官吏及びそれ以外の公務員は、官吏の職員規則に定める要件に基づいて任命される。彼らは、一般裁判所の所長の権限に基づき、記録官に対して職責を負う。

2. 彼らは、記録官の立会の下で、一般裁判所の所長の前で、以下の2つの宣誓のいずれかを行う：

「私は、一般裁判所から与えられた職務を、誓って、公平かつ誠実に行う」。

または

「私は、一般裁判所から与えられた職務を公平かつ誠実に行うことを、厳粛に、心から確約する」。

第7章 一般裁判所の職務

第40条 一般裁判所の所在地

一般裁判所は、一般裁判所の所在地以外の場所に1または複数の特別の開廷場所をもつことを選択することができる。

第41条 一般裁判所の司法業務の暦

1. 司法年度は、各暦年の9月1日に始まり、翌年の8月31日に終わる。
2. 非開廷期間は、一般裁判所によって定められる。
3. 緊急を要する場合、一般裁判所の所長及び小法廷の総括者は、非開廷期間中に、判事、及び、必要があるときは、独立弁論官を招集することができる。
4. 一般裁判所は、その所在地における公式の休日を尊重する。
5. 一般裁判所は、適切な条件の下で、判事に対し、休暇を与えることができる。
6. 非開廷期間の日は、年度単位で、EU官報上で公示される。

第42条 全体法廷

1. 司法行政上の問題に関する判断、並びに、第7条、第9条、第11条、第13条、第15条、第16条、第18条、第25条、第28条、第31条ないし第33条、第41条、第74条及び第224条に示す裁判は、この規則の中に別異の定めがない限り、全ての判事が参加し、1票の議決権をもつ全体法廷で開廷される一般裁判所によって行われる。
2. 全体法廷が招集された後、規程第17条第4項に示す定足数に達していないことが判明した場合、一般裁判所の所長は、定足数に達するまで、その開廷を延期する。

第43条 調書の作成

1. 記録官が在廷して一般裁判所が開廷される場合、記録官は、必要があるときは、調書を作成する。その調書は、一般裁判所の所長または小法廷の総括者、並びに、事件により、記録官によって署名される。
2. 記録官が在廷せず一般裁判所が開廷される場合、一般裁判所は、必要があるときは、第8条の目的のために最も席次の低い判事に対し、調書の作成を指示する。その調書は、一般裁

判所の所長または小法廷の総括者、並びに、事件により、当該判事によって署名される。

第2款 用語

第44条 事件の言語

事件の言語は、ブルガリア語、クロアチア語、チェコ語、デンマーク語、オランダ語、英語、エストニア語、フィンランド語、フランス語、ドイツ語、ギリシア語、ハンガリア語、アイルランド語、イタリア語、ラトビア語、リトアニア語、マルタ語、ポーランド語、ポルトガル語、ルーマニア語、スロバキア語、スロベニア語、スペイン語またはスウェーデン語とする。

第45条 事件の言語の確定

1. 第1条の意味における直接訴訟において、以下の場合を除き、事件の言語は、申立人によって選択される:
 - (a) 被告が構成国である場合、または、構成国の国籍をもつ自然人もしくは法人である場合、事件の言語は、その国の公用語とする;当該の国が複数の公用語をもつ場合、申立人は、それらの中から選択することができる;
 - (b) 当事者からの共同の申立てがある場合、その訴訟手続の全部または一部のために、第44条に示す言語とは別の言語の使用が認められる;
 - (c) 当事者のいずれかからの申立てがある場合、相手方当事者から意見を聴取した後、副項(b)からの特例により、その訴訟手続の全部または一部のために、第44条に示す言語とは別の言語の使用が認められ得る;そのような申立ては、機関から申立てることができない。
2. 上記の申立ては、所長によって判断される;所長が当事者全員の合意なしにその申立てを認めることを提案する場合、彼は、その申立てを一般裁判所に回付しなければならない。
3. 第1項(b)及び(c)の条項を妨げることなく:
 - (a) 規程の別紙Iの第9条及び第10条に示す公務員裁判所の裁判を不服とする控訴においては、事件の言語は、その控訴が申立てられた公務員裁判所の裁判の言語とし;
 - (b) 更正の申立て、誤判の救済を求める一般裁判所に対する申立て、欠席判決の破棄を求める申立て、第三者異議訴訟手続、判決の解釈または再審を求める申立ての事件、または、償還されるべき訴訟費用に関する紛争の事件においては、事件の言語は、それらの申立てが行われ、または、紛争と関連する裁判の言語とする。
4. 第1項(b)及び(c)の条項を妨げることなく、第1項に示す公務員裁判所の裁判を不服として提起された訴訟手続において、知的財産権の分野と関連する裁判の申立てに関し:
 - (a) その申立人が公務員裁判所に係属した訴訟手続の一方当事者だった場合、事件の言語は、申立人によって選択され;
 - (b) 第44条に示す言語の中から申立人によって選択された申立書の言語は、その申立書が提出された後、その目的のために記録官によって定められた期限内に、公務員裁判所に係属した事件の相手方当事者から異議が述べられなかった場合には、事件の言語とし;
 - (c) 公務員裁判所に係属した訴訟手続の申立人以外の当事者から申立書の言語に対する異

議がある場合、一般裁判所において争われる裁判の言語が事件の言語となる；そのような場合、記録官は、申立書の事件の言語への翻訳を確保する。

第 46 条 事件の言語の使用

1. 事件の言語は、とりわけ、添付される物件を含め、当事者の書面または口頭による主張の中において用いられ、並びに、一般裁判所の調書及び裁判書の中においても用いられる。
2. 別の言語で表現された物件が提出または添付される場合、事件の言語による翻訳物を添付しなければならない。
3. しかしながら、大きな物件については、翻訳物は、抜粋にとどめることができる。所長は、いつでも、職権により、または、当事者からの要請により、完全な翻訳物または全文の翻訳物を要求することができる。
4. 上記の各条項に拘らず、構成国は、一般裁判所に係属中の事件に訴訟参加する場合、その構成国の公用語を使用する権利がある。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、そのような書面または陳述が事件の言語に翻訳されるようにする。
5. 構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国は、一般裁判所に係属中の事件に訴訟参加する場合、事件の言語以外の第 44 条に示す言語の中のいずれかの言語を使用することが認められ得る。この条項は、書面の文書及び口頭の陳述の両者に適用される。記録官は、いずれの場合においても、そのような書面または陳述が事件の言語に翻訳されるようにする。
6. 証人または鑑定人が、第 44 条に示す言語のいずれによっても彼自身を十分に表現できないと述べる場合、一般裁判所は、彼に対し、別の言語で彼の陳述を与えることを認めることができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。
7. 所長、判事が弁論手続を行う際、及び、それが適切なときは、独立弁論官が質問をする際、並びに、独立弁論官がその意見書を陳述する際、事件の言語以外の第 44 条に示す言語のいずれかを使用することができる。記録官は、事件の言語に翻訳されるよう準備する。

第 47 条 言語に関する記録官の準備の職責

記録官は、判事、独立弁論官または当事者の求めにより、一般裁判所に係属中の訴訟手続の過程において述べられた事柄または書面に書かれている事柄について、第 44 条に示す言語の中から選択された言語に翻訳されるよう準備をする。

第 48 条 裁判所の刊行物の言語

一般裁判所の刊行物は、理事会規則第 1 号の第 1 条に示す諸言語により、発行される。

第49条 正式の文

事件の言語によって作成され、または、この規則の第45条及び第46条により認められる別の言語によって作成された文書の文は、正式のものである。

第3款 直接訴訟

第50条 適用範囲

本款の条項は、第1条の意味における直接訴訟に適用される。

第1章 一般規定

第1節 当事者の訴訟代理

第51条 訴訟代理人を付す義務

1. 当事者は、規程第19条の条項に従い、代理人または弁護士によって訴訟代理されなければならない。
2. 当事者を訴訟代理または補佐する弁護士は、構成国の裁判所において、または、EEA協定の加盟国である非構成国の裁判所において彼を承認する証明書を、登録所に提出しなければならない。
3. 弁護士によって訴訟代理される当事者が私法によって規律される法人である場合、その弁護士は、当該法人から与えられた授權書類を、登録所に提出しなければならない。
4. 第2項及び第3項に示す文書が提出されない場合、記録官は、関係する当事者がそれを提出すべき合理的な期限を指定する。指定された期限内に関係する当事者が求められた文書を提出しない場合、一般裁判所は、申立書または主張書面を方式上許容されないものとする訴訟手続上の要件の違背となるか否かを判断する。

第2節 当事者の訴訟代理人の権利及び義務

第52条 特権、免除及び施設

1. 裁判所に出廷した、または、裁判所が発した嘱託書の宛先である司法機関に出廷した代理人、補佐人及び弁護士は、その事件または当事者に関し、それらの機関に口頭または書面で述べた言葉に関し、免除の利益を享受する。
2. 代理人、補佐人及び弁護士は、以下の特権及び施設の利益を享受する：
 - (a) 訴訟手続と関連する書面及び文書は、搜索及び押収の両方を免れる。紛議があるときは、税関当局または警察は、それらの書面及び文書に封を施す；それらの機関は、記録官及び関係する当事者の立会の下で検査するために、直ちに、それを裁判所に送付する。

(b) 代理人、補佐人及び弁護士は、その責務を果たす際、支障なく旅行をする権利をもつ。

第53条 当事者の代理人の地位

1. 第52条に定める特権、免除及び施設の利益を得るために、それらの権利をもつ者は、以下のとおり、彼らの地位の証明を行う：

- (a) 代理人は、行為する者宛てに発された委任状を提出し、その者は、記録官に対し、直ちに、その副本を提供する；
- (b) 弁護士は、構成国の裁判所または EEA 協定の加盟国である非構成国の裁判所において実務に携わることを認める証明書を提出し、及び、彼らが代理する当事者が私法によって規律される法人であるときは、その者から発された授權書類を提出する；
- (c) 補佐人は、彼らが補佐する当事者から発行された授權書類を提出する。

2. 記録官は、彼らに対し、要請に応じて、証明書を発行する。この証明書の有効性は、指定された期間内に限られ、その訴訟手続の期間により、延長または短縮される。

第54条 免除の放棄

1. 第52条に定める特権、免除及び施設は、訴訟手続の適正な遂行の利益のためにのみ与えられる。

2. 一般裁判所は、訴訟手続の適正な遂行がその放棄によって阻害されることはないと判断するときは、免除を放棄することができる。

第55条 訴訟手続からの排除

1. 代理人、補佐人もしくは弁護士の一般裁判所、所長、判事または記録官の前における行動が一般裁判所の尊厳もしくは司法の適正な遂行の要請と適合しないと一般裁判所が判断する場合、または、その代理人、補佐人もしくは弁護士が彼らに与えられた権利以外の目的のために彼の権利を行使していると一般裁判所が判断する場合、一般裁判所は、関係者に対して連絡する。一般裁判所は、関係者が釈明義務を負う職務権限を有する機関に対して連絡をすることができる。当該機関に対して送付される書簡の副本は、関係者に対して転送される。

2. 同じ理由に基づき、裁判所は、いつでも、関係者及び独立弁論官から意見を聴取した後、理由を付した命令により、代理人、補佐人または弁護士をその訴訟手続から排除する裁判をすることができる。この命令は、直ちに効力を発生させる。

3. 代理人、補佐人または弁護士がその訴訟手続から排除される場合、関係する当事者が別の代理人、補佐人または弁護士を任命できようにするために所長が指定する期間内、その訴訟手続は停止となる。

4. 本条に基づく決定は、これを取消すことができる。

第56条 大学教員

本節の条項は、規程第19条第7項に示す大学の教員に対して適用される。

第3節 送達

第57条 送達の方法

1. 第77条第2項及び第80条第1項を妨げることなく、ある者に対して文書が送達されることを規程またはこの規則が求める場合、記録官は、第4項に示す方法またはテレファクスによって送達が効力を発生させることを確保する。
2. 技術的な理由により、または、文書の性質もしくは長さを考慮すると、第1項に定める手続に従った文書の送達が不可能または実施不能な場合、その文書は、関係する当事者の訴訟代理人の住所宛に、受領証の書式を付した書留郵便により、または、受領者への人間による副本の配達により、送達される。受領者は、第4項に示す方法またはテレファクスにより、そのように連絡を受ける。そして、書簡が別の日に受領されたことが受領証によって証明される場合、または、第4項に示す方法またはテレファクスによる連絡を受けてから3週間以内に、受領者が、記録官に対し、送達されるべき文書が彼に届いていない旨を連絡する場合を除き、送達は、裁判所の所在地にある郵便局で書留郵便の書簡が投函された日の10日後に、その受領者について、書留郵便によって効力を発生させたものとみなされる。
3. 記録官は、第73条第2項に従い、当事者自身が副本を供給する場合を除き、第2項により送達される文書の副本を準備し、その認証をする。
4. 一般裁判所は、決定により、電子的な手段によって送達される手続文書のための基準を定める。その決定は、EU官報上で公示される。

第4節 期間

第58条 期間の計算

1. 諸条約、規程及びこの規則によって定められる訴訟手続上の期間は、以下のように計算される：
 - (a) 日、週、月または年で表現される期間が、出来事が発生した時または行為が行われた時から計算されるべき場合、当該出来事が発生した日または当該行為が行われた日は、当の期間の計算上では算入されない。
 - (b) 週、月または年によって表現される期間は、期間の起算点である発生した出来事または行われた行為の日と同じ曜日または同じ日に応答する最終週の日、最終月の日または最終年の日の終了により満了となる。月または年で表現される期間において、満了となる日がその最終月に存在しないときは、その期間は、当該月の最終日の終了により満了となる。
 - (c) 期間が月数及び日数によって表現される場合、最初に総月数を計算し、次に総日数を計算する。

- (d) 期間は、土曜、日曜及び公的な休日を含める。
 - (e) 期間は、非開廷期間中においても進行を停止しない。
2. 期間が土曜、日曜及び公的休日以外の日に終了すべき場合、その期間は、その経過後の最初の業務日が終了するまで、延長される。

第 59 条 機関によって採択され EU 官報上で公示された措置に対する訴訟手続

機関によって採択された措置を不服とする訴訟手続を開始するために認められる期間がその措置の EU 官報上の公示日から開始する場合、第 58 条第 1 項(a)の目的のために、その措置が公示された後の 14 日目の終了から計算される。

第 60 条 距離による延長

訴訟手続上の期間は、距離を考慮し、10 日間の単一日数により、延長される。

第 61 条 期間の設定及び延長

- 1. この規則によって指定された期限は、これを延長することができる。
- 2. 所長は、記録官に対し、この規則に従って、所長が期限を指定または延長する権限の範囲内にある一定の期間を定める目的のために、署名する権限を委任することができる。

第 62 条 期限経過後に提出された手続文書

この規則により所長または記録官によって指定された期限が経過した後に登録所に提出された手続文書は、それを有効なものとするための所長の決定によってのみ、これを受理することができる。

第 5 節 訴訟手続の実施及び事件を取り扱うための手続

第 63 条 訴訟手続の実施

規程またはこの規則の中で定める特別条項を妨げることなく、一般裁判所に係属する訴訟手続は、書面審理部分と弁論部分とで構成される。

第 64 条 訴訟手続の当事者主義的な性質

第 68 条第 4 項、第 104 条、第 105 条第 8 項及び第 144 条第 7 項により、一般裁判所は、当事者の訴訟代理人に対して利用できるようにされ、かつ、彼らが彼らの意見を表明する機会を与えられた手続文書及び物件のみを考慮に入れる。

第 65 条 手続文書及び訴訟手続の過程で行われた裁判の送達

1. 第 68 条第 4 項、第 103 条ないし第 105 条及び第 144 条第 7 項により、事件の記録の中に含まれる手続文書及び物件は、当事者に対して送達される。
2. 記録官は、手続の過程で行われた裁判及び事件の記録の中に含まれる裁判を当事者が知ることを確保する。

第 66 条 公衆との関係における一定の情報の匿名化及び除外

別の文書によって行われる当事者からの理由を付した申立てにより、または、職権により、一般裁判所は、個人の識別子または情報を機密に保つことについての正当な理由が存在する場合、公衆がアクセスをもつ事件関連文書から、紛争当事者もしくはその訴訟手続との関係で示された第三者の氏名または情報を除外することができる。

第 67 条 事件を取り扱う命令

1. 一般裁判所は、審理のための準備が整った順に、事件を取り扱う。
2. 所長は、特別の状況下において、ある事件に対して他の事件よりも優先性を与えることができる。

第 68 条 併合

1. 同じ訴訟手続の対象と関係する複数の事件は、それらの事件の間関係を考慮に入れ、訴訟手続の書面審理部分もしくは弁論部分の目的のために、または、その訴訟手続を終了させる判決の目的のために、一般裁判所は、職権により、または、基本当事者の申立てにより、選択的または累積的に、いつでも、これらを併合することができる。
2. 事件を併合すべきか否かに関する判断は、所長によって行われる。基本当事者が併合に関する意見をまだ表明していない場合、その判断が行われる前に、所長は、基本当事者がその意見書を提出すべき期限を指定する。
3. 併合された事件は、第 2 項の条項に従い、これを分離することができる。
4. 併合された事件の全ての当事者は、登録所において、関係する事件の記録を調査することができる。しかしながら、所長は、当事者の申立てにより、一定の秘密の情報をその調査対象から除外することを命ずることができる。
5. 第 4 項を妨げることなく、併合により関連性をもつ事件の記録に含まれる手続文書は、その当事者の訴訟代理人がその送達を要請し、かつ、第 57 条第 4 項に示す送達方法に同意した場合に限り、併合された事件の当事者に対して送達される。

第 69 条 訴訟手続が停止され得る状況

1. 第 163 条を妨げることなく、訴訟手続は、以下の場合、これを停止することができる：

- (a) 規程第54条第3項に示す状況において；
- (b) 一般裁判所の裁判、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、もしくは、職務権限もしくは許容性の欠缺の主張に関する手続上の問題の判断をする裁判、または、訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする不服申立てが司法裁判所に提起される場合；
- (c) 他の基本当事者と合意した基本当事者の申立てにより；
- (d) 適正な司法行政がそのようにすることを求める上記以外の特別の場合において。

第70条 停止の決定及び訴訟手続の再開

1. 訴訟手続を停止する決定は、所長によって行われる。基本当事者が停止に関する意見をまだ表明していない場合、その判断が行われる前に、所長は、基本当事者がその意見書を提出すべき期限を指定する。
2. 停止の終了前に訴訟手続を再開することを命ずる決定、または、第71条第3項に示す決定は、第1項に定める手続に従って行われる。

第71条 停止の期間及び効果

1. 訴訟手続の停止は、停止の決定書の中に示される日、または、その指示がない場合、当該決定の日に効力を発生させる。
2. 訴訟手続が停止している間、訴訟手続上の全ての期限は、訴訟参加の申立てのための第143条に示す期限を除き、その進行を停止する。
3. 訴訟手続を停止する決定が停止期間を定めない場合、訴訟手続を再開する決定の中に示される日、または、その指示がない場合、当該決定の日に停止が終了となる。
4. 停止の後の訴訟手続の再開の日から、進行を停止していた訴訟手続上の期限は、新たな期限と置き換わり、その再開から期間の進行を開始する。

第2章 手続文書

第72条 手続文書の提出のための共通規定

1. 手続文書は、それが適切なときは、第73条第3項に従い、テレファクスによって当該文書の原本の複製物が送信された後、紙の形態で、登録所に提出されるまたは、第74条によって採択された一般裁判所の決定に示す方法により、提出される。
2. 全ての手続文書には日付を付す。訴訟手続上の期限の計算に際し、登録所に提出の時点におけるルクセンブルク大公国の日付及び時刻のみが考慮に入れられる。
3. 全ての手続文書について、その文書と関連して依拠する物件が、それらの物件の一覧表と共に、添付されていなければならない。
4. 文書の長さを考慮し、その文書の抜粋のみが主張書面に添付される場合、文書の全文またはその文書の完全な複製物が登録所に提出される。

5. 機関は、所長によって指定される期間内に、理事会規則第1号の第1条に定める別の言語への手続文書の翻訳物を追加して提出する。

第73条 紙の形態の手続文書の登録所への提出

1. 手続文書の紙媒体の原本には、当事者の代理人または弁護士の手書きの署名を付さなければならない。
2. 原本は、それに示される全ての別紙を添えて、一般裁判所のための3通の副本及びその訴訟手続の他の各当事者のための副本と共に、提出される。副本は、それを提出する当事者によって認証される。
3. 第72条第2項の第2文からの特例により、第72条第3項に示す物件の一覧表を含め、手続文書の署名のある原本の完全な複製物がテレファクスにより登録所で受信される日付及び時刻は、その後10日以内に、第2項に示す添付書類及び副本を添えた手続文書の署名のある原本が記録官に提出されることを条件として、訴訟手続上の期限を遵守する目的のために、提出の日付及び時刻とみなされる。

第74条 電子提出

一般裁判所は、決定により、電子的な手段によって登録所に送付された手続文書について、当該文書が原本とみなされる基準を定める。その決定は、EU官報上で公示される。

第75条 主張書面の長さ

1. 一般裁判所は、第224条に従い、この款によって提出される主張書面の最大の長さを定める。
2. 主張書面の最大の長さを超過することの承認は、法律上または事実上の特別に複雑な問題を含む事件においてのみ、所長によって与えられる。

第3章 訴訟手続の書面審理部分

第76条 申立書の内容

規程第21条に示す種類の申立書には、以下の事項を含める：

- (a) 申立人の名前及び住所；
- (b) 申立人の訴訟代理人の地位及び住所の識別子；
- (c) 申立ての相手方である基本当事者の名前；
- (d) 訴訟手続の対象、法律上の主張及び依拠する法的見解、並びに、これらの法律上の主張の要旨；
- (e) 申立人が求める裁判の構成；
- (f) それが適切なときは、提出または提供される証拠。

第77条 送達に関する情報提供

1. 訴訟手続の目的のために、申立書には、第57条第4項に示す申立人の訴訟代理人が同意する送達方法、または、テレファクスのいずれとするかを示す。
2. 申立書が第1項に示す要件を遵守しない場合、その瑕疵が治癒されない限り、当該当事者の代理人または弁護士宛ての書留郵便によって、訴訟手続の目的のための関係当事者に対する全ての送達の効力を発生させる。そして、送達は、裁判所の所在地にある郵便局にその書留郵便が投函されることによって、適正に効力を発生させたものとみなされる。

第78条 申立書への添付

1. それが適切なときは、申立書には、規程第21条第2項に定める文書を添付する。
2. TFEU第270条により提出された申立書には、それが適切なときは、職員規則第90条第2項の意味における不服申立書及びその不服申立に対する裁判書を添付すると共に、不服申立書が提出された日付及びその裁判が通知された日付を示すものとする。
3. 欧州連合またはその代理によって締結され、公法または私法によって規律される契約中の仲裁条項によりTFEU第272条に基づいて提出される申立書には、当該条項を含む契約書の複製物を添付する。
4. 私法によって規律される法人によって作成された申立書には、当該法人の法律上の存在を示す直近の証明書（会社、企業または団体の登録簿の抄本またはそれ以外の公文書）を添付する。
5. 申立書には、第51条第2項及び第3項に示す文書を添付する。
6. 申立書が第1項ないし第5項に定める要件を遵守しないものである場合、記録官は、申立人が上述の文書を提出すべき合理的な期限を指定する。申立人が、指定された期限内に申立書を補正しない場合、一般裁判所は、これらの要件の違背により、その申立書が方式上許容できないものとされるか否かを決定する。

第79条 EU官報上の告示

訴訟手続を開始する申立書提出の日付、基本当事者の名前、申立人によって求められた裁判の構成並びに法律上の主張の要旨及び主要な関連主張の要旨の告示は、EU官報上で公示される。

第80条 申立書の送達

1. 申立書は、受領証の書式を付した書留郵便によって郵送される認証された副本の形態で、または、または、受領者への副本の人間による配達によって、送達される。被告が、事前に、第57条第4項に示す方法またはテレファクスによって彼に対して申立書を送達されることに同意している場合、申立書の送達は、しかるべく、その効力を発生させる。
2. 第78条第6項が適用される事件においては、送達は、申立書が補正された時点、または、

同条に定める方式上の要件を遵守していなくても申立書が許容されることを一般裁判所が宣言した時点で、直ちに、その効力を発生させる。

第 81 条 答弁書

1. 彼が申立書の送達を受けてから 2 か月以内に、被告は、以下の事項を含める答弁書を提出する：

- (a) 被告の名前及び住所；
- (b) 申立人の訴訟代理人の地位及び住所の識別子；
- (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
- (d) 被告が求める裁判の構成；
- (e) 彼によって提出または提供される証拠の性質。

2. 第 77 条並びに第 78 条第 4 項ないし第 6 項は、答弁書に適用される。

第 82 条 文書の送付

欧州議会、理事会または欧州委員会が事件の当事者ではない場合、一般裁判所は、それらの機関に対し、TFEU の第 277 条に基づいてそれらの機関の法令のいずれかが不適用のものであるとされるか否かをそれらの機関が検討できるようにするため、それらの添付文書を除き、申立書の複製物及び答弁書の複製物を送付する。

第 83 条 再主張及び再答弁

1. 訴訟手続を開始する申立書及び答弁書は、一般裁判所が、事件の記録の内容が十分に包括的なものであるとの理由により、2 回目の主張交換を必要としないと判断しない限り、申立人からの再主張及び被告からの再答弁によって補充され得る。
2. 一般裁判所が 2 回目の主張交換を必要としないと判断した場合において、その決定の通知後 2 週間以内に、申立人がそれを有効とすることを求める理由を付した申立書を提出する場合、一般裁判所は、当事者に対し、事件の記録の補充を認めることができる。
3. 所長は、それらの手続文書が提出されるべき期限を指定する。彼は、再主張書または再答弁書が言及すべき事項を指示することができる。

第 4 章 法律上の主張、証拠及び申立の変更

第 84 条 新たな法律上の主張

1. その訴訟手続の過程において明るみに出た法律上の事項または事実上の事項に基づくものでない限り、新たな法律上の主張を訴訟手続の中に入れることができない。
2. 新たな法律上の主張は、2 回目の主張書面の交換の中に入れられ、また、そのように指示される。新たな法律上の主張を入れることを正当化する法律上または事実上の事柄が 2 回目の主

張書面の交換の後、または、2回目の主張書面の交換を認めない決定が行われた後に認識された場合、関係する基本当事者は、彼がその事柄を認識した後可能な限り速やかに、その新たな法律上の主張を入れる。

3. 新たな法律上の主張の許容性に関して一般裁判所によって行われる判断を妨げることなく、所長は、その主張に対して他の当事者が答弁することのできる機会を与えることができる。

第 85 条 提出または提供される証拠

1. 証拠は、最初の主張書面の交換において、提出または提供される。

2. 再主張または再答弁の中で、基本当事者は、その当事者は、そのような証拠の提出遅延が正当化される限り、彼の主張と関連性のある別の証拠を提出または提供することができる。

3. 基本当事者は、そのような証拠の提出遅延が正当化される限り、例外的に、訴訟手続の弁論部分の終了前、または、一般裁判所が訴訟手続の弁論部分なしに判決することを決定する前に、別の証拠を提出または提供することができる。

4. 第 2 項及び第 3 項により提出または提供される証拠の許容性の判断を妨げることなく、所長は、そのような証拠に関して他の当事者が意見を述べる期間を与える。

第 86 条 申立ての変更

1. その破棄が求められる法的行為が、同一の訴訟手続の対象についての別の法的行為によって交換または修正される場合、申立人は、訴訟手続の弁論部分が終了する前、または、一般裁判所が訴訟手続の弁論部分なしに判決することを決定する前に、新たな要素を考慮に入れて、その申立てを変更することができる。

2. 申立ての変更は、申立ての変更を正当化する法的行為の破棄を求めることができる範囲内で、TFEU 第 263 条第 6 項に定める期限内に、別の文書によって行われなければならない。

3. TFEU 第 270 条によって提起された事件においては、申立ての変更は、別の文書により、かつ、第 2 項の特例により、その申立ての変更を正当化する措置の破棄を求めることができる職員規則第 91 条第 3 項に定める期限内に、行うことができる。

4. 変更申立書には、以下の事項を含める：

(a) 変更後の求める裁判の構成；

(b) それが適切なときは、変更後の法律上の主張及び法的根拠；

(c) それが適切なときは、求める裁判の構成の変更と関係して提出または提供される証拠。

5. 変更申立書には、申立ての変更を正当化する法的行為書面を添付しなければならない。当該法的行為書面が提出されない場合、記録官は、申立人がそれを提出すべき期限を指定する。申立人が、指定された期限内に提出しない場合、一般裁判所は、その要件の不遵守によって申立ての変更申立書が許容できないものとされるか否かを判断する。

6. 申立ての変更申立書の許容性に関して一般裁判所によって行われる判断を妨げることなく、所長は、被告が、その変更申立てに対して答弁すべき期限を指定する。

7. 所長は、それが適切なときは、申立ての変更書面に照らし、参加人が、彼らの訴訟参加申立書及び答弁書を変更することができる期限を指定する。これらの変更申立書は、その目的のた

めに、訴訟参加人らに対して同時に送達される。

第5章 予審報告書

第87条 予審報告書

1. 訴訟手続の書面審理部分の終了の際、所長は、予審判事が、一般裁判所に対して予審報告書を提出すべき日を指定する。
2. 予審報告書は、その訴訟によって提起されている事実上及び法律上の問題に関する検討結果、並びに、手続整理措置または証拠調べ措置の開始を要するか否か、訴訟手続の弁論部分を開くべきか否か、その事件が、大法廷または異なる員数の判事によって構成される小法廷に対して回付されるべきか否か、及び、その事件が単独判事に委任されるべきか否かに関する提案を含める。
3. 一般裁判所は、予審判事の提案に基づき、何を行うべきかを決定し、また、それが適切なときは、訴訟手続の弁論部分を開くか否かを決定する。

第6章 手続整理措置及び証拠調べ措置

第88条 総則

1. 手続整理措置及び証拠調べ措置は、訴訟手続のいかなる段階においても、一般裁判所の職権により、または、基本当事者の申立てにより、これを行うことができ、または、これを変更することができる。
2. 第1項に示す申立ては、求める措置の目的及びそれらの措置を求める理由を詳細に示すものとしなければならない。主張書面の交換の後にその申立てが行われた場合、その申立書を提出する当事者は、彼がより早い時期に提出できなかった理由を示さなければならない。
3. 手続整理措置または証拠調べ措置の申立てが行われる場合、所長は、その申立てに関して他の当事者が意見を述べる機会を与える。

第1節 手続整理措置

第89条 目的

1. 手続整理措置の目的は、可能な最良の状態の下で審理が準備され、訴訟手続が行われ、そして、紛争が解決されることを確保することにある。
2. 手続整理措置は、とりわけ、以下の目的をもつ：
 - (a) 訴訟手続の書面審理部分及び弁論部分の効率的な実施を確保すること、及び、証拠の収集を促進すること；
 - (b) 当事者が更に主張を尽くさなければならない争点または証拠調べを要する争点を確定すること；

- (c) 当事者が求める裁判の構成、当事者の法律上の主張及び法的見解、並びに、当事者間の争点を明確なものとする事；
 - (d) 訴訟手続の和解による解決を促す事。
3. 手続整理措置は、とりわけ、以下によって構成される：
- (a) 当事者に対する質問；
 - (b) 書面により、または、口頭により、訴訟手続の一定の側面に関して主張するよう当事者に促す事；
 - (c) 当事者または第三者に対する規程第24条第2項に示す情報提供の要請；
 - (d) 事件と関連する物件の提出の要請；
 - (e) 会合への当事者の招集。
4. 期日が開かれる場合、一般裁判所は、可能な限り、1 または複数の問題に関して彼らの口頭による主張を集中するように、当事者を促す。

第90条 手続

- 1. 手続整理措置は、一般裁判所によって指定される。
- 2. 一般裁判所が手続整理措置を採用し、かつ、裁判所自体ではその措置を開始しない場合、一般裁判所は、予審判事に対し、そのようにする職務を委任する。

第2節 証拠調べ措置

第91条 目的

規程第24条及び第25条を妨げることなく、以下の証拠調べ措置を採用することができる：

- (a) 当事者本人の出頭；
- (b) 当事者に対する事件と関係する情報及び物件の提出の要請；
- (c) アクセス拒否と関連する訴訟手続において、機関からアクセスを拒否された文書の提出要請；
- (d) 口頭による証言；
- (e) 鑑定書の委嘱；
- (f) 当の場所または物の検証。

第92条 手続

- 1. 一般裁判所は、証明されるべき事実を定める命令により、一般裁判所が適切であると判断する証拠調べの措置を指定する。
- 2. 一般裁判所が第91条(d)ないし(f)に示す証拠調べ措置を決定する前に、当事者は、意見を聴取される。
- 3. 第91条(b)に示す証拠調べ措置は、その措置と関係する当事者が、その目的のために従前に採用された手続整理措置を実施しなかった場合、または、その措置と関係する当事者から明

示で要請があり、かつ、当該当事者が、その措置を証拠調べ措置のための命令という方法とすべき必要性を説明する場合に限り、これを命ずることができる。証拠調べを指示する命令は、当該命令によって一般裁判所によって入手された情報及び物件の調査が、当事者の訴訟代理人によって、登録所においてのみ行われること、並びに、その複製物が提供されないことを定める。

4. 一般裁判所が手続整理措置を採用し、かつ、裁判所自体ではその措置を開始しない場合、一般裁判所は、予審判事に対し、そのようにする職務を委任する。
5. 独立弁論官は、証拠調べ措置に参加する。
6. 当事者は、証拠調べ措置に立会する権利をもつ。
7. 反駁として証拠を送付することができ、かつ、従前の証拠を補強することができる。

第93条 証人の召喚

1. 取り調べられる必要があると判断された証人は、以下の情報を含む第92条第1項に示す命令によって召喚される：
 - (a) 証人の名前、摘要及び住所；
 - (b) 取り調べの日時及び場所；
 - (c) 証人が取り調べられる事実の表示、及び、それらの各事実と関連して証人が質問を受ける事項の表示。
2. 証人は、一般裁判所によって、それが適切なときは、第100条第1項に定める担保提供の後に、召喚される。

第94条 証人の取り調べ

1. 証人の同一性が確認された後、所長は、彼に対し、第97条第5項に定める方法で、彼の証言が真実であることを保証することを求められることを告げる。
2. 証人は、当事者が立会の通知を与えられた一般裁判所に対して彼の証言を与える。証人が彼の主要な証言を与えた後、所長は、当事者からの求めにより、または、職権により、彼に対して質問をすることができる。
3. 他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。
4. 所長の訴訟指揮に従い、当事者の訴訟代理人から証人に対して質問をすることができる。
5. 第97条の条項により、証人は、証言を与えた後、以下のとおりの宣誓をする：

「私は、真実を述べたこと、隠さずに全ての真実を述べたこと、そして、真実ではないことを述べなかつたことを誓う」。
6. 裁判所は、基本当事者から意見を聴取した後、証人が宣誓することを免除することができる。

第95条 証言義務

1. 適正に召喚された証人は、その召喚に従い、かつ、その証人調べに出廷する。
2. 正当な理由なく、適正に召喚された証人が裁判所に出廷しなかった場合、一般裁判所は、彼に対し、5000ユーロを超えない額の過料の制裁を加えることができ、また、証人の自己負担に

よる証言に関し、更に召喚状を命ずることができる。

3. 正当な理由なく証言もしくは宣誓を与えることを拒否した証人に対し、同じ制裁を加えることができる。

第96条 鑑定書

1. 鑑定人を選任する命令は、彼の職務を定め、彼が彼の鑑定書を送付すべき期限を指定する。
2. 鑑定人が彼の鑑定書を提出し、その鑑定書が当事者に送達された後、一般裁判所は、当事者が立会の通知を与えられて、その鑑定人を取り調べることを命ずることができる。所長は、当事者からの求めにより、または、職権により、彼に対して質問をすることができる。

3. 他の判事及び独立弁論官も同様にすることができる。

4. 所長の訴訟指揮に従い、当事者の訴訟代理人から証人に対して質問をすることができる。

5. 第97条の条項に従い、彼の鑑定を行った後、鑑定人は、一般裁判所において以下のとおりの宣誓をする：

「私は、誠実かつ公平に私の職務を行ったことを誓う」。

6. 一般裁判所は、基本当事者から意見を聴取した後、鑑定人が宣誓することを免除することができる。

第97条 証人及び鑑定人の宣誓

1. 所長は、証人または鑑定人として一般裁判所において宣誓することを求められる者に対し、真実を語ることを、もしくは、彼の職務を良心に従って公平に行うことを指示し、または、事案により、彼に対し、この義務に反する場合における彼の国内法に定める刑事責任について警告する。

2. 証人及び鑑定人は、第95条第4項及び第96条第5項に従い、または、彼らの国内法に定める方法で、宣誓を行う。

第98条 証人または鑑定人の宣誓違反行為

1. 一般裁判所は、証人または鑑定人の側の一般裁判所における宣誓違反の場合において、制裁の裁判管轄権をもつ裁判所のある構成国の司法裁判所規則補充規則に示す職務権限を有する機関に対し、通告することを決定することができる。

2. 記録官は、一般裁判所の決定書を送付することに職責を負う。この決定書は、その通告が基礎とする事実及び事情を示す。

第99条 証人または鑑定人に対する異議

1. 彼が証人または鑑定人として行動するための資格のある者もしくは適切な者ではないとの理由またはその他の理由により、証言もしくは鑑定に対して当事者のいずれかが異議を申し立てた場合、または、証人もしくは鑑定人が証言を与えることを拒否し、もしくは、宣誓を行うことを拒否する場合、その問題は、一般裁判所によって解決される。

2. 証言または鑑定に対する異議は、証人を召喚する命令書または鑑定人の選任書の送達後2週間以内に申立てられる；異議の申立ては、異議の理由を示し、かつ、提供される証拠の性質を示すものとしなければならない。

第 100 条 証人及び鑑定人の費用

1. 一般裁判所が証人または鑑定書の取り調べを命ずる場合、一般裁判所は、基本当事者または基本当事者のいずれかに対し、証人の費用または鑑定書の費用の担保を提供することを命ずることができる。

2. 証人及び鑑定人は、旅費及び滞在費の償還を受ける権利をもつ。一般裁判所の現金出納担当者は、これらの費用を彼らに対して前払いとすることができる。

3. 証人は、収入上の損失の弁償を受ける権利をもち、鑑定人はその業務遂行に対する報酬を受ける権利をもつ。一般裁判所の現金出納担当者は、それらの者がそれぞれの義務または職務を行った後、証人及び鑑定人に対し、その弁償金または報酬を支払う。

第 101 条 嘱託書

1. 一般裁判所は、基本当事者の申立てにより、または、職権により、証人または鑑定人の取り調べのための嘱託書を発することができる。

2. 嘱託書は、命令の方式で発せられる。嘱託書は、証人または鑑定人の名前、摘要及び住所を含めるものとし、かつ、証人または鑑定人が取り調べられる事実、当事者の名前、その代理人、弁護士または補佐人を示し、それらの者の送達場所の住所、並びに、その訴訟手続の対象の簡潔な記述を示すものとする。

3. 記録官は、その領土内において証人または鑑定人が取り調べられる構成国の、司法裁判所規則補充規則の中で指定されている職務権限を有する機関に対し、その命令書を送達する。必要があるときは、その命令書には、それが送付される構成国の公用語への翻訳物を添付する。

4. 第3項により指定された機関は、その構成国の国内法に従って職務権限を有する司法機関に対し、その命令書を転送する。

5. その職務権限を有する司法機関は、その構成国の国内法に従い、その嘱託書に有効性を与える。その実装の後、その職務権限を有する司法機関は、第3項により指定された機関に対し、その嘱託書を具現する命令書、その実装によって生ずる文書、及び、費用に関する詳細な説明書を送付する。これらの文書は、記録官に対して送付される。

6. 記録官は、それらの文書を事件の言語に翻訳することについて職責を負う。

7. 一般裁判所は、それが適切なときは、当事者に対してその支出額を支払わせる権利を妨げることなく、その嘱託書から生ずる支出を負担する。

第 102 条 証拠調べ期日の調書

1. 記録官は、全ての証拠調べ期日の調書を作成する。その調書は、所長及び記録官によって署名される。その調書は、正式の記録の一部となる。

2. 証人または鑑定人の取り調べの場合、調書は、所長によって、または、その証人もしくは鑑定人の取り調べを実施することに職責を負う予審判事によって、及び、記録官によって署名される。そのように署名される前に、証人または鑑定人は、調書の内容を確認し、かつ、その調書に署名する機会を与えられなければならない。
3. 調書は、当事者に対して送達される。

第3節 証拠調べ措置の過程で提出された秘密の情報、物件及び文書の取扱い

第103条 秘密の情報及び物件の取扱い

1. 一般裁判所が、基本当事者が依拠する法律上の事項及び事実上の事項に基づき、第91条(b)に示す証拠調べ措置によって一般裁判所に提出された一定の情報または物件について、一般裁判所が事件を判断するために関連性をもち得るものであり、他の基本当事者との関係において秘密のものを検討する必要がある場合、当該情報または物件は、その検討の段階においては、当該他の当事者に対して送付されない。
2. 第1項に示す検討において、一般裁判所が、裁判所に提出された一定の情報または物件がその事件を判断するために関連性をもつものであり、かつ、他の基本当事者との関係において秘密のものであるとの結論に至った場合、一般裁判所は、効果的な司法上の保護の権利、とりわけ、当事者主義の原則の尊重と関係する要件に照らして、その秘密性を評価しなければならない。
3. 第2項に示す事柄を評価した後、一般裁判所は、必要なときは、その開示について特別の約束に服させるものとして、その秘密の情報または物件を他の基本当事者が知ることができるようにすることを決定することができ、または、理由を付した命令により、基本的な内容を含む秘密ではない版の情報もしくは物件、または、その情報もしくは物件の秘密ではない要旨の提出を命ずることを含め、他の当事者が、最大限、彼の見解を示すことができるようにする手続を定め、その情報または物件を送付しないことを決定することができる。
4. 本条の手続上の仕組みは、第105条に示す場合には適用されない。

第104条 機関によってアクセスが拒否された文書

その拒否の適法性と関連する訴訟手続において、機関によってアクセスが拒否された文書が、第91条(c)に示す証拠調べ措置の後、一般裁判所に提出された場合、その文書は、他の当事者に対して送付されない。

第7章 欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に関する情報及び物件

第105条 欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に関する情報及び物件の取扱い

1. 全ての情報及び物件が当事者間で完全に送付されなければならないという第64条に定める当事者主義の原則に反して、基本当事者の一方が、一定の情報または物件を基礎として彼の請求を行おうとしているけれども、その情報が、欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に脅威を与え得る場合、彼は、当該情報または物件を、別の文書によって提出する。そのようにして提出された情報または物件には、その状況の緊要性によって求められる嚴重さに応じ、その情報または物件の機密性が維持されなければならないことを正当化し、かつ、他の基本当事者に対する送付を禁止する例外取扱いの理由を示して、それらの秘密の取扱いを求める申立書を添付する。その秘密の取扱いを求める申立書も別の文書によって提出され、かつ、その中には秘密事項を一切含めない。秘密の取扱いが求められている情報または物件が1または複数の構成国から基本当事者に対して送付されたものである場合、当該情報または物件の秘密の取扱いを正当化するためにその基本当事者から提示される例外取扱いの理由書は、関係する構成国から送付を受けた情報及び物件を含めることができる。
2. 第1項に示す例外取扱いの理由を基礎とする秘密性をもつ情報または物件の提出は、証拠調べ措置の方式により、一般裁判所から求められ得る。いかなる拒否も、正式に記録される。第103条からの特例により、証拠調べ措置によって提出されるそのような情報または物件に適用される手続上の仕組みは、本条における手続上の仕組みである。
3. 第1項または第2項に従って基本当事者の一方から提出される情報または物件が、その事件を一般裁判所が判断するための関連性、及び、他の当事者との関係におけるその秘密性に関して検討される間、当該情報及び物件は、他の基本当事者に対して送付されない。
4. 第3項に定める検討の後、一般裁判所が、一般裁判所に提出された情報または物件について、その事件を一般裁判所が判断するために関連性をもつものであるが、一般裁判所に係属中の事件の目的のための秘密性がないと判断する場合、一般裁判所は、関係する当事者に対し、当該情報または物件を他の当事者に送付することを承認することを要求する。その当事者が、所長から指定された期限内にそのような送付に対する異議を述べた場合、または、その期限内に返答をしなかった場合、その情報または物件は、その事件の判断において考慮に入れられることはなく、かつ、当該当事者に対して返却される。
5. 第3項に定める検討の後、一般裁判所が、一般裁判所に提出された情報または物件について、その事件を一般裁判所が判断するために関連性をもつものであり、かつ、他の当事者との関係において秘密性があると判断する場合、その情報または物件は、当該他の当事者に対して送付されない。一般裁判所は、欧州連合の安全もしくはその構成国のいずれかの安全またはそれらの国際関係上の行為に従う要件に照らして、効果的な司法上の保護の権利と関連する要件を評定しなければならない。
6. 第5項に示す事柄を評定した後、一般裁判所は、他の当事者が、最大限、彼の見解を示すことができるようにするため、基本的な内容を含む秘密ではない版の情報もしくは物件、または、

その情報もしくは物件の秘密ではない要旨を、後に他の当事者に対して送付するために、関係する当事者が提供するといったような、第3項の諸要件を調和させるために採用される手続を定める理由を付した命令を行う。

7. 他の当事者との関係において秘密である情報または物件は、第5項により行われる決定書の送達後2週間以内に、第1項または第2項に従ってそれを提出した基本当事者によって、その全部または一部を撤回することができる。その情報または物件は、その事件の判断において考慮に入れられることはなく、かつ、当該当事者に対して返却される。

8. 一般裁判所が、その秘密性のゆえに第6項に示す手続に従って他の当事者に対して送付されなかった情報または物件について、その事件を一般裁判所が判断するために重要であると判断するときは、一般裁判所は、第64条からの特例により、かつ、何が厳格に必要であるかを自ら確認して、その情報または物件を、その判決の基礎とすることができる。その情報または物件を評価する際、一般裁判所は、一方の基本当事者が彼の意見を表明することができなかったということを検討に入れる。

9. 一般裁判所は、第1項または第2項に従って基本当事者から提出され、他の基本当事者に対して送付されなかった情報または物件に含まれている秘密事項が、第6項により行われる命令において、または、訴訟手続を終了する決定において、開示されないことを確保する。

10. 第5項に示す情報または物件であって、それを提出した基本当事者によって第7項による取消しが行われなかったものは、その期間内に一般裁判所の裁判を不服とする控訴が提起されない限り、規程第56条第1項に示す期間が経過した後、直ちに、関係する当事者に対して返却される。そのような控訴が提起された場合、上記の情報及び物件は、第11項に示す決定に定める要件に基づき、司法裁判所が利用可能なものとされる。

11. 一般裁判所は、決定により、事件により、第1項または第2項に従って提出される情報または物件を保護するための防護規則を採択する。その決定は、EU官報上で公示される。

第8章 訴訟手続の弁論部分

第106条 訴訟手続の弁論部分

1. 一般裁判所に係属する訴訟手続は、その弁論部分の中に、一般裁判所の職権により、または、基本当事者の申立てにより準備される弁論期日を含める。

2. 基本当事者から申立てられる弁論期日の申立ては、その当事者が陳述を望む理由を示す。その申立書は、その訴訟手続の書面審理部分を終了する通知が当事者に対して送達された後3週間以内に提出されなければならない。この期限は、所長によって延長され得る。

3. 第2項に示す申立てがない場合、一般裁判所は、記録の中には物件から一般裁判所が利用可能な十分な情報があると判断する場合、訴訟手続の弁論部分なしにその訴訟について判断することを決定することができる。

第107条 弁論期日の日時

1. 一般裁判所が訴訟手続の弁論部分を開くことを決定する場合、所長は、その弁論期日の日

時を指定する。

2. 所長は、例外的な状況において、職権により、または、基本当事者の申立てにより、弁論期日を後日に延期することができる。

第 108 条 弁論期日への当事者の不出廷

1. 当事者が、一般裁判所に対し、弁論期日に出廷しないことを連絡した場合、または、一般裁判所が、その弁論期日において、適正に通知を受けた当事者が、理由なく、出廷していないと判断する場合、その弁論期日は、その関係する当事者が出廷しないまま、行われる。

2. 基本当事者が、一般裁判所に対し、弁論期日に出廷しないことを連絡した場合、所長は、訴訟手続の弁論部分を終章させることができるか否かを判断する。

第 109 条 インカメラで審理される事件

1. 当事者の意見を聴取した後、一般裁判所は、規程第 31 条に従い、インカメラで事件を審理することを決定することができる。

2. 事件をインカメラで審理することを求める当事者からの申立書は、その理由を含めるものとし、その審理の全部または一部のいずれであるかを指示するものとしなければならない。

3. インカメラで審理される事件の弁論手続は、公行されない。

第 110 条 弁論期日の実施

1. 弁論手続は、審理の適正な実施について職責を負う所長によって開かれ、主宰される。

2. 当事者は、彼の訴訟代理人を介してのみ、一般裁判所に対して発言することができる。

3. 裁判所の裁判体の構成員及び独立弁論官は、弁論期日の過程において、当事者の訴訟代理人に対し、質問をすることができる。

4. TFEU 第 270 条により提起された事件においては、裁判所の裁判体の構成員及び独立弁論官は、弁論期日の過程において、その事件の一定の側面に関する彼らの見解を表明させるために、当事者本人を招請することができる。

第 111 条 弁論期日の終了

事件において独立弁論官が指名されなかった場合、所長は、弁論期日の最後に、訴訟手続の弁論部分を終了することを宣言する。

第 112 条 独立弁論官の意見書の陳述

1. 事件において独立弁論官が指名された場合であり、かつ、彼の意見書を書面により陳述する場合、彼は、その意見書を登録所に提出し、登録所は、そのことを当事者に連絡する。

2. 口頭により、または、書面により、独立弁論官の意見書が陳述された後、所長は、弁論手続を終了することを宣言する。

第 113 条 訴訟手続の弁論部分の再開

1. 一般裁判所は、第 23 条第 3 項及び第 24 条第 3 項に定める要件が満たされる場合、訴訟手続の弁論部分の再開を命ずることができる。
2. 一般裁判所は、以下の場合において、訴訟手続の弁論部分の再開を命ずることができる：
 - (a) 一般裁判所が、十分な情報が欠けていると判断する場合；
 - (b) 当事者間において争点とならなかった論点に基づいてその事件が判断されなければならない場合；
 - (c) 当事者が、一般裁判所の判断に決定的な要素となるような性質をもつ事実であるが、訴訟手続の弁論部分が終了される前にはそれを提出することができなかつた事実を依拠する基本当事者から、申立てがあつた場合。

第 114 条 弁論期日の調書

1. 記録官は、全ての弁論期日の調書を作成する。この調書には、所長及び記録官が署名する。それは、正式な記録の一部となる。
2. 調書は、当事者に対して送達される。

第 115 条 弁論期日の録音

一般裁判所の所長は、適切な理由のある申立てに基づき、傍聴するために訴訟手続の書面審理部分または弁論部分に参加した当事者に対し、当該弁論期日の間に発話者によって用いられた言語による弁論期日の録音を認めることができる。

第 9 章 判決及び命令

第 116 条 判決言渡しの日時

当事者は、判決言渡しの日時について、通知を受ける。

第 117 条 判決書の内容

判決書には、以下の内容を含める：

- (a) 一般裁判所の判決である旨の文言；
- (b) 裁判所の構成に関する表示；
- (c) 言渡しの日付；
- (d) その判決に参加した所長及び判事の氏名、予審判事に関する表示；

- (e) 指名されたときは、独立弁論官の氏名；
- (f) 記録官の氏名；
- (g) 当事者の表示；
- (h) 当事者の訴訟代理人の氏名；
- (i) 当事者から求められた裁判の構成の記述；
- (j) それが適切なときは、弁論期日の日付；
- (k) それが適切なときは、独立弁論官が述べた意見の記述、及び、それが適用可能なときは、その意見書の日付；
- (l) 事実の要旨；
- (m) 判断の理由；
- (n) 判決の本文、訴訟費用に関する裁判を含む。

第 118 条 判決の言渡し及び送達

1. 判決は、公開の法廷で言渡される。
2. 判決書の原本は、所長により署名され、評議に参加した判事により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される。判決書の認証のある正本は、当事者双方に対し、送達される。

第 119 条 命令書の内容

1. 規程第 56 条及び第 57 条に基づき不服申立てをすることができる命令書には、以下の内容を含める：
 - (a) 裁判所の命令である旨の文言、事件により、仮措置の申立てを審理した所長または判事；
 - (b) 適用可能なときは、裁判所の構成に関する表示；
 - (c) 命令の採択の日付、
 - (d) 命令の法的根拠に関する表示、
 - (e) 評議に参加した所長、及び、適用可能なときは、判事の氏名、予審判事の氏名に関する表示；
 - (f) 指名された場合、独立弁論官の氏名；
 - (g) 記録官の氏名；
 - (h) 当事者の表示；
 - (i) 当事者の訴訟代理人の氏名；
 - (j) 当事者が求めた裁判の構成の記述；
 - (k) 適切なときは、独立弁論官の陳述の記述；
 - (l) 事実の要旨；
 - (m) 判断の理由；
 - (n) 命令の本文、訴訟費用に関する裁判を含む。

第120条 命令書の署名及び送達

命令書の原本は、所長により署名され、及び、記録官により署名され、封印を施され、登録所に収納される。命令書の正本は、当事者に対し、及び、必要なときは、司法裁判所に対し、送達される。

第121条 判決及び命令の拘束力

1. 規程第60条の条項に従い、判決は、その言渡しの日から拘束力をもつ。
2. 規程第60条の条項に従い、命令は、その送達の日から拘束力をもつ。

第122条 EU官報上の公示

訴訟手続を終了させる裁判所の判決または命令の日付及び本文を含む告示は、申立書が被告に送達される前に採択される裁判の場合を除き、EU官報上で公示される。

第10章 欠席判決

第123条 欠席判決

1. 訴訟手続を開始する申立書の適正な送達を受けた被告が、適正な方式で、かつ、第81条において指定された期限内に答弁しないと一般裁判所が判断する場合、規程第45条第2項の条項の適用を妨げることなく、申立人は、所長から指定された期限内に、一般裁判所に対し、欠席判決を求める申立てをすることができる。
2. 欠席判決の被告は、欠席判決手続に参加せず、かつ、その訴訟手続を終了させる裁判の場合を除き、いかなる手続文書も彼に対して送達されない。
3. 一般裁判所がその訴訟を審理し、判断するための裁判管轄権をもたないことが明らかな場合、または、その訴訟が明らかに許容されない場合、もしくは、明らかに法律上の根拠を欠くものである場合を除き、一般裁判所は、欠席判決において申立人に有利な裁判を与える。
4. 欠席判決は、執行力をもつ。しかしながら、一般裁判所は、その判決を破棄するために、一般裁判所が第166条に基づく申立てに関する裁判を与えるまで、執行停止を与えることができ、または、その判決の執行について、事情に照らして定められる額及び性質の担保提供を条件とすることができる。この担保は、そのような申立てが行われない場合、または、その申立てが却下となる場合には、解放される。

第11章 和解及び取下げ

第124条 和解

1. 一般裁判所がその裁判を与える前に、基本当事者が彼らの紛争の訴訟外の解決に至り、彼

らの請求の放棄を一般裁判所に連絡したときは、所長は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、その事柄に関して当事者から行われた提案を考慮した上で、第136条及び第138条に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

2. この条項は、TFEU第263条及びTFEU第265条に基づく訴訟事件には適用されない。

第125条 取下げ

申立人が、一般裁判所に対し、書面により、または、弁論期日において、その訴訟手続を取り下げる意思を連絡したときは、所長は、その事件が登録簿から削除されることを命じ、かつ、第136条及び第138条に従い、訴訟費用に関する裁判を与える。

第11章 a TFEU第270条により提起された事件における 一般裁判所により勧奨される和解による解決に関する手続

第125条 a 手続

1. 一般裁判所は、訴訟手続のいかなる段階においても、基本当事者間の紛争の全部または一部を和解により解決する可能性を検討することができる。
2. 一般裁判所は、予審判事に対し、記録官の補佐を受け、紛争の和解による解決を求めることを命ずる。
3. 予審判事は、紛争を終了させることのできる 1 または複数の解決策を提案し、和解による解決を容易にするための適切な措置を採用し、かつ、彼がその目的のために採用した措置を実装する。彼は、とりわけ：
 - (a) 基本当事者に対し、情報または事情の詳細を提供することを勧奨し；
 - (b) 基本当事者に対し、文書の提出を勧奨し；
 - (c) 基本当事者の訴訟代理人、基本当事者本人、または、合意の交渉をする権限を与えられた機関の官吏もしくは公務員を会合に招請し；
 - (d) (c)に示す会合の際、彼らがそれに同意するときは、個々の基本当事者と個別に接触する。
4. 第1項ないし第3項は、仮措置のための訴訟手続にも適用される。

第125条 b 基本当事者の合意の効力

1. 紛争を終了させる解決策に関し、基本当事者が予審判事の前で合意するに至った場合、彼らは、その合意条件を、予審判事による署名及び記録官による署名のある文書の中に記録することを求めることができる。その文書は、基本当事者に対して送達され、正式の記録の一部となる。
2. その事件は、所長の理由を付した命令により、登録簿から削除される。他の基本当事者と合意した基本当事者からの求めがあるときは、基本当事者が到達した合意の条件は、登録簿から事件を削除する命令の中に記録される。
3. 所長は、その合意に従い、または、それがない場合には、彼の裁量により、訴訟費用に関する裁判を与える。それが適切なときは、彼は、第138条に従い、訴訟参加人の訴訟費用に関する

裁判を与える。

第 125 条 c 特別の登録簿及び記録

1. 第 125 条 a に定める和解による解決手続の過程で提出された物件は：
 - － 第 36 条及び第 37 条に定める規定に服しない特別の登録簿の中に入れられ、
 - － 事件記録とは別の記録の中に置かれる。
2. 第 125 条 a に定める和解による解決手続の過程で提供された物件は、いずれかの当事者が、第 125 条 a の第 3 項(d)に定める個別の会合において予審判事に対して渡した物件を除き、当事者らがこれを知ることができる。
3. 基本当事者は、いずれかの当事者が、第 125 条 a の第 3 項(d)に定める個別の会合において予審判事に対して渡した物件を除き、第 1 項に示す事件記録とは別の記録の中にある物件へのアクセスをもつことができる。
4. 訴訟参加人は、第 1 項に示す事件記録とは別の記録の中にある物件へのアクセスをもつことができない。
5. 当事者は、登録所において、第 1 項に示す特別の登録簿を調査することができる。

第 125 条 d 和解による解決及び司法手続

和解による解決手続の過程で表明された意見、行われた示唆、提示された提案、行われた譲歩または作成された文書は、一般裁判所、または、司法手続における基本当事者は、証拠として、これらに依拠してはならない。

第 12 章 命令によって最終判断される訴訟及び問題

第 126 条 明らかに排斥される訴訟

一般裁判所が訴訟について審理し、判断する裁判管轄権をもたないことが明らかな場合、または、その訴訟が明らかに許容性のないものある場合、もしくは、明らかに法律上の根拠を欠く場合、一般裁判所は、予審判事の提案に基づき、いつでも、理由を付した命令により、その訴訟手続について審理を進めることなく裁判を与えることを決定することができる。

第 127 条 司法裁判所への移送

規程第 54 条第 2 項に定める状況において訴訟を移送する裁判は、予審判事の提案に基づき、理由を付した命令により、一般裁判所によって行われる。

第 128 条 裁判管轄権の放棄

規程第 54 条第 3 項に定める状況において裁判管轄権を放棄する裁判は、予審判事の提案

に基づき、理由を付した命令により、一般裁判所によって行われる。

第129条 事件進行上の絶対的障害事由

予審判事の提案に基づき、一般裁判所は、いつでも、職権により、当事者の意見を聴取した後、事件について審理を進める上での絶対的な障害事由が存在するか否かに関し、理由を付した命令により結論を示すことを決定することができる。

第130条 先決的抗弁及び先決問題

1. 許容性がないこと、または、職務権限の欠如に基づき、その事件の実体に関する審理を進めない裁判を一般裁判所に求める申立てをする被告は、第81条に示す期限内に、別の文書によって、その申立書を提出する。
2. その訴訟が目的を失うことになったことの宣言、及び、その事件について裁判をする必要がなくなったことの宣言を求め、または、他の先決問題に基づく裁判を求め、一般裁判所に申立てをする当事者は、別の文書によって、その申立書を提出する。
3. 第1項及び第2項に示す申立書には、法律上の主張及び依拠する法的見解並びに求める裁判の構成を記載しなければならない；その申立書には、関連物件が添付されなければならない。
4. 第1項に示す申立書が提出された後、直ちに、所長は、その事件の申立人が、彼の法律上の主張及び彼が求める裁判の構成を、書面により、提出することができる期限を指定する。
5. 第2項に示す申立書が提出された後、直ちに、所長は、他の当事者が、その申立てに関する彼らの意見を、書面により、提出することができる期限を指定する。
6. 一般裁判所は、第1項及び第2項に示す申立てに関し、訴訟手続の弁論部分を開くことを決定することができる。第106条は、適用されない。
7. 一般裁判所は、可能な限り速やかにその申立てに関して判断し、または、特別の事情によってそのようにすることが正当化されるときは、その事件に実体に関する判決があるまで、その裁判を保留する。その事件が、司法裁判所の裁判管轄権の範囲内にあるときは、一般裁判所は、その事件を司法裁判所に移送する。
8. 裁判所がその申立てを却下する場合、または、その裁判を保留する場合、所長は、訴訟手続において更に審理を進めるための新たな期限を指定する。

第131条 裁判所の職権により、判決をしない事件

1. その訴訟が目的を失うことになったこと、及び、その事件について裁判をする必要がなくなったことを裁判所が宣言する場合、裁判所は、いつでも、予審判事の提案に基づき、かつ、当事者の意見を聴取した後、職権により、理由を付した命令によって結論を示すことを決定することができる。
2. 一般裁判所の求めに対して申立人が応答しない場合、予審判事の提案に基づき、かつ、当事者の意見を聴取した後、理由を付した命令によって、その事件について裁判をする必要がなくなったことを宣言することができる。

第132条 明らかに理由のある訴訟

司法裁判所または一般裁判所が、その訴訟の中の主張によって提起された法律上の争点と同じ1または複数の法律上の争点に関して既に判断を示したことがあり、かつ、一般裁判所が、その事実が証明されたと判断する場合、一般裁判所は、訴訟手続の書面審理部分の終了後、予審判事の提案に従い、かつ、当事者の意見を聴取した後、その命令の中で適切な判例法への参照を行う理由を付した命令により、その訴訟が明らかに理由のあるものであることを宣言する裁判をすることができる。

第13章 訴訟費用

第133条 訴訟費用の定義

訴訟費用に関する裁判は、訴訟手続を終了させる判決または命令の中で与えられる。

第134条 訴訟費用の負担に関する一般規則

1. 勝訴当事者の主張書面の中でそれが申立てられていた場合、敗訴当事者は、訴訟費用の支払いを命じられる。
2. 複数の敗訴当事者がある場合、一般裁判所は、その訴訟費用がどのように分担されるかを決定する。
3. 各当事者が、一部勝訴であり、かつ、一部敗訴の場合、その当事者らは、各自の訴訟費用を負担する。しかしながら、一般裁判所は、その事件の事情において明らかに正当化される場合、彼自身の訴訟費用負担に加え、他の当事者の訴訟費用負担部分の支払いを命ずることができる。

第135条 衡平、不合理または濫用の訴訟費用

1. 衡平がそのように求める場合、一般裁判所は、敗訴当事者が、彼自身の訴訟費用負担部分に加え、他の当事者の費用の一部分のみを支払うべきこと、または、彼が支払いを命じられないことを決定することができる。
2. 訴訟手続を提起したことを含め、当該当事者の行動によってそれが正当化される場合、とりわけ、当該当事者が相手方当事者に対して不合理または濫用的にそれを負担させたとき一般裁判所が判断する費用を負担させた場合、一般裁判所は、勝訴の場合であっても、その当事者に対し、訴訟費用の全部または一部の支払いを命ずることができる。

第136条 取下げまたは放棄の場合の訴訟費用

1. 訴訟手続を取下げ、または、放棄した当事者は、その取下げに関する相手方当事者の意見書の中で求められていた場合、その訴訟費用の支払いを命じられる。

2. しかしながら、訴訟手続の取下げまたは放棄をする当事者の申立てにより、相手方当事者の行動によって明らかに正当化される場合には、その訴訟費用は、相手方当事者の負担となる。
3. 当事者が訴訟費用に関する合意を締結したときは、訴訟費用に関する裁判は、その合意に従う。
4. 訴訟費用に関する申立てがない場合、当事者は、各自の訴訟費用を負担する。

第 137 条 判決に至らなかった事件の訴訟費用

事件が判決に至らなかった場合、その訴訟費用は、一般裁判所の裁量による。

第 138 条 訴訟参加人の訴訟費用

1. 訴訟手続に訴訟参加した構成国及び機関は、各自の訴訟費用を負担する。
2. 構成国以外の国であって、EEA 協定の加盟国であり、かつ、EFTA 監視機関の加盟国でもある国は、同様に、その国がその訴訟手続に訴訟参加した場合、その国自身の訴訟費用を負担する。
3. 一般裁判所は、第 1 項及び第 2 項に示す訴訟参加人以外の訴訟参加人に対し、彼自身の訴訟費用の負担を命ずることができる。

第 139 条 訴訟手続の訴訟費用

裁判所における訴訟手続は、以下の場合を除き、無料とする：

- (a) 当事者が一般裁判所に対して避けることのできる費用の負担を生じさせた場合、とりわけ、その訴訟が明らかに訴訟手続の濫用である場合、一般裁判所は、その当事者に対し、その費用の償還を命ずる；
- (b) 当事者の求めによって謄写または翻訳の業務が行われた場合、その費用は、記録官が過剰であると判断する限り、第 37 条に示す登録所の料金額の範囲内で、当該当事者から支払われる。
- (c) 秩序に従った行動を求めるこの規則または第 224 条に示す実務規則の不遵守が繰り返された場合、その不遵守に対する一般裁判所による必要な対応と関係する費用は、記録官の求めにより、第 37 条に示す登録所の料金額の範囲内で、当該関係する当事者から支払われる。

第 140 条 弁償され得る訴訟費用

第 139 条を妨げることなく、以下のものは弁償され得る訴訟費用とみなされる：

- (a) 第 100 条に基づき証人または鑑定人に支払われ得る金額；
- (b) 訴訟手続の目的のために、当事者によって必要的に負担された支出、とりわけ、代理人、補佐人または弁護士の旅費及び滞在費並びに報酬。

第 141 条 支払手続

1. 裁判所の現金出納担当者からの金額及びその債務者からの金額は、ユーロで支払われる。
2. 弁償される訴訟費用がユーロ以外の通貨で負担された場合、または、支払いを行うことに関する手立てがユーロを通貨としない国において講じられた場合、その換算は、支払日における欧州中央銀行の公式為替レートによるものとする。

第 14 章 訴訟参加

第 142 条 訴訟参加の対象及び効果

1. 訴訟参加は、基本当事者のいずれかによって求められた裁判の構成の全部または一部を支持するものに限定される。基本当事者に与えられる権利と同じ訴訟手続上の権利は与えられず、かつ、とりわけ、弁論期日を開くことを求める権利は与えられない。
2. 訴訟参加は、基本事件に付随するものとする。基本当事者による訴訟手続の取下げまたは放棄の結果として、もしくは、基本当事者間の合意の結果として、その事件が裁判所の登録簿から削除された場合、または、申立が許容されないと宣言された場合、その訴訟参加は、目的を失うことになる。
3. 訴訟参加人は、彼が訴訟参加した時点の訴訟状態のものとしてその事件を受け入れる。

第 143 条 訴訟参加の申立て

1. 訴訟参加の申立書は、第 79 条に示す告示の公表から 6 週間以内に提出されなければならない。
2. 訴訟参加申立書には、以下の事項を含める：
 - (a) 事件の表示；
 - (b) 基本事件当事者の表示；
 - (c) 訴訟参加の許可を求める申立人の名前及び住所；
 - (d) 訴訟参加の許可を求める申立人の訴訟代理人の地位及び住所の詳細；
 - (e) 訴訟参加の許可を求める申立人が訴訟参加の許可を求めるところによって支持する、求める裁判の構成；
 - (f) 規程第 40 条第 2 項または第 3 項によりその申立書が提出される場合、訴訟参加の権利を発生させる事情の記述。
3. 訴訟参加の許可を求める申立人は、規程第 19 条に従い、訴訟代理される。
4. この規則の第 77 条、第 78 条第 4 項ないし第 6 項並びに第 139 条は、訴訟参加の申立てに適用される。

第 144 条 訴訟参加申立てに関する裁判

1. 訴訟参加申立書は、基本当事者に対して送達される。

2. 所長は、基本当事者に対し、その訴訟参加の申立てに関し、書面により、または、口頭により、意見を提出する機会を与え、かつ、それが必要なときは、事件の記録の中にある一定の秘密の情報が訴訟参加人に対して送付されないことを求める機会を与える。
3. 被告が、第130条第1項に示すように、許容性がない、または、職務権限が欠けているとの主張を提示している場合、訴訟参加の申立てに関する判断は、その主張が排斥され、または、その主張を保留する決定が行われるまでは、与えられない。
4. 規程第40条第1項によりその申立書が提出され、かつ、基本当事者が、事件の記録の中にある情報が秘密のものであることを指摘し、それを訴訟参加人に送付すれば基本当事者が害されるおそれがあることを主張しない場合、その訴訟参加は、所長の判断により認められる。
5. それ以外の場合、所長は、命令によって、可能な限り速やかに、その訴訟参加の申立てに関する判断をし、かつ、それが適用可能なときは、秘密のものであると主張されている情報を訴訟参加人に送付することに関し、判断する。
6. 訴訟参加の申立てが却下される場合、第5項に示す命令は、それが基礎とする理由を示し、かつ、第134条及び第135条により、訴訟参加の許可を求める申立人の費用を含め、訴訟参加の申立てと関連する訴訟費用に関する裁判を含めるものとしなければならない。
7. 訴訟参加の申立てが認められる場合、訴訟参加人は、基本当事者に送達された全ての手続文書の副本を受領する。ただし、それが適用可能なときは、秘密の情報は、第5項によるその送付から除外される。
8. 訴訟参加の申立てが放棄された場合、所長は、訴訟参加の許可を求める申立てをその事件から削除することを命じ、かつ、第136条により、訴訟参加の許可を求める申立人の費用を含め、訴訟費用に関する裁判を与える。
9. 訴訟参加が放棄された場合、所長は、訴訟参加人を事件から削除することを命じ、第136条及び第138条による訴訟費用に関する裁判を与える。
10. 訴訟参加を求める申立てが判断される前に基本事件の訴訟手続が終了する場合、訴訟参加の許可を求める申立人及び基本当事者は、訴訟参加を求める申立てと関連する各自の費用を分担する。訴訟手続を終了する命令の副本は、訴訟参加の許可を求める申立人に対して送付される。

第145条 陳述書の提出

1. 訴訟参加人は、所長によって指定された期限内に、訴訟参加陳述書を提出することができる。
2. 訴訟参加陳述書は、以下の事項を含める：
 - (a) 基本当事者のいずれかによって求められる裁判の構成の全部または一部を支持して、訴訟参加者によって求められる裁判の構成；
 - (b) 訴訟参加人による法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (c) それが適切なときは、提出または提供される証拠。
3. 訴訟参加陳述書が提出された後、所長は、その陳述書に対して基本当事者が答弁することができる期限を指定する。

第15章 訴訟救助

第146条 総則

1. 彼の経済状態のゆえに訴訟手続の費用の全部または一部を支弁することのできない者は、訴訟救助の権利をもつ。
2. 訴訟救助は、訴訟救助の申立てが行われた訴訟に関し、一般裁判所がそれを審理し、判断するための裁判管轄権をもたないことが明らかである場合、または、その訴訟が、明らかに許容性がない場合、または、明らかに法律上の根拠を欠くようである場合には、拒否される。

第147条 訴訟救助の申立て

1. 訴訟救助の申立ては、その訴訟が提起される前またはその訴訟が係属中に行うことができる。
2. 訴訟救助の申立書は、EU官報上で公示され、かつ、欧州司法裁判所のインターネットサイト上で利用可能な書式を用いて作成されなければならない。第74条を妨げることなく、その申立書は、訴訟救助を求める申立人によって署名されなければならない。または、彼が訴訟代理されている場合、彼の弁護士によって署名されなければならない。申立書式を使用しないで提出された訴訟救助の申立書は、考慮に入れられない。
3. 訴訟救助の申立書には、彼の財産状態を証明する職務権限を有する国内機関から発行される証明書のような、申立人の財産状態を評価できるようにする情報及び関係書類を添付しなければならない。
4. 訴訟を提起する前に訴訟救助を求める申立を行う場合、その申立人は、予定している訴訟手続の対象、事件の事実関係及びその訴訟の根拠とする主張を簡潔に示さなければならない。申立書には、この点に関する関係書類を添付しなければならない。
5. それが適用可能なときは、訴訟救助を求める申立書には、第51条第2項及び第3項並びに第78条第4項に示す文書を添付する。その場合、第51条第4項及び第78条第6項が適用される。
6. 訴訟救助を求める申立書が提出される際、訴訟救助を求める申立人が訴訟代理されている場合、第77条が適用される。
7. 訴訟救助を求める申立書が提出されると、その申立てを行った者のために、その申立てに関する判断を行う命令書の送達の日、または、第148条第6項に示す場合には、申立人を訴訟代理するために指名される弁護士を指定する命令書の送達の日まで、訴訟提起のために指定された期限の進行は、停止となる。

第148条 訴訟救助を求める申立てに関する裁判

1. 訴訟救助を求める申立てに関する彼の判断を与える前に、所長は、提出された情報から、第146条第1項に定める要件が充足されなかったこと、または、第146条第2項に定める要件が充足されなかったことが既に明白でない限り、他の基本当事者がその意見書を提出することができる期限を指定する。

2. 訴訟救助を求める申立てに関する裁判は、命令の方法により、所長によって行われる。彼は、その事柄を一般裁判所に回付することができる。
3. 訴訟救助を拒否する命令は、それが基礎とする理由を示す。
4. 訴訟救助を求める申立書の中でその申立人から当該弁護士が提案されており、かつ、一般裁判所において申立人を訴訟代理することが同意されている場合、その訴訟救助を与える命令は、関係する者を代理するために、1名の弁護士を指名する。
5. その訴訟救助を求める申立書の中で関係する者が彼の弁護士の選択を指示しない場合、または、彼の選択を承認し難い場合には、司法裁判所規則補足規則の中に示されている関係構成国の職務権限を有する機関に対し、訴訟救助を認める命令書の複製物及び申立書の複製物を送付する。関係する者が欧州連合内に居住しない場合、記録官は、欧州司法裁判所の所在地にある構成国の職務権限を有する機関に対し、訴訟救助を認める命令書の複製物及び申立書の複製物を送付する。
6. 第4項を妨げることなく、申立人を訴訟代理することを指示された弁護士は、事案により、関係する者から行われた示唆、または、第5項に示す機関によって行われた示唆を考慮に入れた上で、命令により、指名される。
7. 訴訟救助を認める命令は、関係する者を代理することを指示された弁護士に対して支払われるべき金額を定め、または、弁護士の費用支出及び報酬が原則として超過することのできない制限額を指定する。その命令は、彼の経済状態を考慮に入れ、第149条第1項に示す費用と関係して、その者によって行われるべき行為を定めることができる。
8. 本条に基づいて行われる命令は、不服申立てできない。
9. 第147条第6項を妨げることなく、訴訟救助を求める申立人及びそれ以外の当事者に対する送達は、第80条第1項に定めるとおり、その効力を発生させる。

第149条 訴訟救助の前払い及び責任

1. 訴訟救助が与えられる場合、裁判所の現金出納担当者は、定められた限度内で適用可能なときは、一般裁判所における申立人の補佐及び訴訟代理と関連する費用について、職責を負う。第148条に従って指定された訴訟代理人の請求があるときは、所長は、弁護士に対し、前払いにより支払うことを決定することができる。
2. 訴訟手続を閉じる裁判により、訴訟救助を受ける者が彼自身の訴訟費用を負担しなければならない場合、所長は、不服申立てできない理由を付した命令により、一般裁判所の現金出納担当者から支払われる弁護士の費用及び報酬額を定める。
3. 訴訟手続を閉じる裁判において、一般裁判所が、訴訟救助を受けた者の訴訟費用を別の当事者が支払うことを命じた場合、当該別の当事者は、一般裁判所の現金出納担当者に対し、救助の前払いの額を償還することを求められる。
4. 記録官は、彼らに支払うことを命じられた第3項に示す金額の償還を当事者から得るための手立てを講ずる。
5. 救助を受けた者が敗訴した場合、一般裁判所は、訴訟費用に関し、訴訟手続を閉じる裁判の中で、衡平がそのように求める場合、1もしくは複数の当事者が各自の費用を負担すること、または、それらの訴訟費用の全部または一部が訴訟救助により一般裁判所の現金出納担当者に

よって負担されるべきことを命ずることができる。

第150条 訴訟救助の取消し

1. その救助が与えられた事情が訴訟手続の経過の中で変化した場合、所長は、職権により、または、申立てにより、関係する者から意見を聴取した上で、その訴訟救助を取消すことができる。
2. 訴訟救助を取消す命令書は、その理由の記述を含めるものとし、かつ、その命令に対して不服申立てできない。

第16章 緊急の手続

第1節 簡易訴訟手続

第151条 簡易訴訟手続に関する決定

1. 一般裁判所は、申立人または被告の申立てにより、他の基本当事者の意見を聴取した後、その事件の特別の緊急性及び事情を考慮に入れ、簡易訴訟手続に基づいて審理することを決定することができる。この決定は、可能な限り速やかに行われる。
2. 予審判事の提案に基づき、一般裁判所は、例外的な状況において、基本当事者の意見を聴取した後、職権により、簡易訴訟手続によって審理することを決定することができる。
3. 簡易訴訟手続に基づいて審理する一般裁判所の決定は、基本当事者の主張書面の分量及び提出に関する条件、その後の訴訟手続の実施、または、法律上の主張もしくは見解に関する条件を定めることができ、それに基づいて、一般裁判所が裁判することが求められる。
4. 当事者が第3項に示す条件のいずれかを遵守しない場合、簡易訴訟手続に基づく審理の決定は、取消され得る。その訴訟手続は、通常の訴訟手続に従って、続行される。

第152条 簡易訴訟手続の申立て

1. 簡易訴訟手続を求める申立ては、訴訟手続の開始を求める申立書または答弁書と同時に、別の文書を提出することによって行われ、その事件の特別な緊急性及びそれ以外の関連する状況を示す理由の陳述を含める。
2. 簡易訴訟手続を求める申立書は、とりわけ、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断される場合に考慮に入れられるべき簡略化された版の訴訟手続開始申立書並びに別紙の一覧及び別紙を同封することによって、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断される場合においてのみ、一定の法律上の主張及び見解、または、訴訟手続を開始する申立てもしくは応訴の一定の段階が生ずることを示すことができる。

第153条 優先的な取扱い

第67条第1項からの特例により、一般裁判所が簡易訴訟手続に基づいて審理することを決

定した事件には、優先性が与えられる。

第 154 条 訴訟手続の書面審理部分

1. 第 81 条第 1 項からの特例により、申立人が、その事件が簡易訴訟手続に基づいて判断されるべきであると申立てた場合、その答弁書の提出のために指定される期限は、1 か月とする。この期間は、第 81 条第 3 項により延長することができる。
2. 一般裁判所が簡易訴訟手続を求める申立てを認めないことを決定する場合、被告は、その提出をするために、または、事案により、その答弁書を補充するために、更に 1 か月の追加期間を与えられる。
3. 簡易訴訟手続に基づき、第 83 条第 1 項並びに第 145 条第 1 項及び第 3 項に示す主張書面は、一般裁判所が、第 88 条ないし第 90 条に従って採用される手続整理措置により、そのように認める場合に限り、これを提出することができる。
4. 簡易訴訟手続に基づき、所長は、この規則に定める期限を指定する際、その訴訟について審理する際の特別の緊急性を考慮に入れる。

第 155 条 訴訟手続の弁論部分

1. 一般裁判所が簡易訴訟手続を認めた場合、予審判事から予審報告書が提出された後、可能な限り速やかに、訴訟手続の弁論部分の開始を決定する。しかしながら、基本当事者が弁論期日に参加しないことを決定し、かつ、一般裁判所が、事件の記録の中にある物件から一般裁判所が利用可能な十分な情報があると判断する場合、一般裁判所は、訴訟手続の弁論部分なしに判決することを決定することができる。
2. 第 84 条及び第 85 条を妨げることなく、基本当事者は、その提出の遅延が正当化されることを条件として、訴訟手続の弁論手続の間、その主張を補充し、別の証拠を提出することができる。

第 2 節 運用停止または執行停止及びその他の仮措置

第 156 条 執行停止またはその他の仮措置の申立て

1. TFEU 第 278 条及び TEAEC 第 157 条により行われる、機関により採択された措置の運用停止の申立ては、その申立人が一般裁判所に係属中の訴訟手続の中でその措置を争う場合においてのみ、許容される。
2. TFEU 第 279 条に示すその他の仮措置のいずれかの採択を求める申立ては、基本当事者によって、一般裁判所に係属中の事件について、その事件と関係して行われる場合においてのみ、認められ得る。
3. TFEU 第 270 条により提起された事件においては、第 1 項及び第 2 項に示す種類の申立書は、職員規則第 91 条第 4 項に定める要件に基づき、職員規則第 90 条第 2 項に基づく不服申立書が提出された後、直ちに、これを提出することができる。
4. 本条第 1 項及び第 2 項に示す種類の申立書は、訴訟手続の対象、緊急性を生じさせてい

る事情、並びに、仮措置の適用を求める勝訴の見込みのある事件 (prima facie case) であることを確立する事実上の主張及び法律上の主張を記述する。

5. 申立書は、別の文書により、かつ、この規則の第76条ないし第78条の条項に従って作成される。

第157条 手続

1. 申立書は、相手方当事者に対して送達され、そして、一般裁判所の所長は、当該当事者が、書面により、または、口頭により、意見を提出することができる短い期限を指定する。
2. 所長は、相手方当事者の意見書が提出される前であっても、その申立てを認めることができる。この判断は、いずれかの当事者からの申立てがなくても、変更され、または、取消され得る。
3. 所長は、それが適切なときは、手続整理措置及び証拠調べ措置を決定することができる。
4. 一般裁判所の所長が執務できない場合、第11条及び第12条が適用される。

第158条 申立てに関する裁判

1. 一般裁判所の所長は、その申立てに関し、理由を付した命令の方式により、判断する。その命令書は、直ちに、当事者に対して送達される。
2. その命令の執行は、事情に照らしてその額及び性質が定められる担保の提供を条件とすることができる。
3. その命令がその仮措置の失効の日を定めている場合を除き、その措置は、訴訟手続を終了させる判決が言い渡される時に失効する。
4. この命令は、暫定的な効果のみをもち、かつ、事件の実体に関する一般裁判所の判断を妨げない。
5. 仮救済を求める訴訟手続を終了させる命令において、一般裁判所が事件の実体に関する裁判をするまで、訴訟費用の判断は保留される。しかしながら、事件の状況に照らし正当化される場合、第134条ないし第138条により、仮救済を求める訴訟手続と関連する訴訟費用に換算する裁判がその命令の中で与えられる。

第159条 事情の変更

当事者の申立てに基づき、その命令は、事情の変更を考慮に入れ、いつでも、変更され、または、取消され得る。

第160条 新たな申立て

仮措置を求める申立ての却下は、当事者が新たな事実関係に基づいて別の申立てを行うことの障害とならない。

第161条 TFEU第280条、TFEU第299条及びTEAEC第164条による申立て

1. 本節の条項は、TFEU第280条及びTFEU第299条またはTEAEC第164条によって提出された、一般裁判所の裁判の執行停止を求める申立て、または、理事会、欧州委員会もしくは欧州中央銀行によって採択された措置の執行停止を求める申立てに適用される。
2. 申立てを認める命令は、それが適切なときは、仮措置が失効する日を定める。

第17章 判決及び命令と関連する申立て

第162条 申立ての配点

1. 本章に示す申立ては、その申立てと関連する事件について裁判を行った裁判所の裁判体に配点される。
2. 第23条及び第24条に示す定足数に達することができないときは、その申立ては、同じ員数の判事で開廷される裁判所の別の裁判体に配点する。その裁判が単独判事として判決をする判事によって行われ、その判事が執務できないときは、その申立ては、別の判事に配点される。

第163条 訴訟手続の停止

第164条及び第165条に示す申立てを除き、司法裁判所に係属中の控訴及び本章に占める申立て中のいずれかが、一般裁判所の同じ裁判と関係する場合、所長は、当事者の意見を聴取した後、司法裁判所がその控訴審の判決を言い渡すまで、訴訟手続の停止を決定することができる。

第164条 判決及び命令の更正

1. 判決及び命令の解釈に関する条項を妨げることなく、一般裁判所は、職権により、または、当事者の申立てにより、判決書中の事務的な誤り、違算及び明らかな誤記を訂正することができる。
2. 更正の申立ては、判決の言渡しまたは命令の送達後2週間以内に行われる。
3. その訂正が本文と関係し、または、本文のために必要な支持を構成する理由と関係する場合、当事者は、所長から指定された期限内に、意見書を提出することができる。
4. 一般裁判所は、命令により、その裁判を与える。
5. 更正命令書の原本は、訂正された判決書の原本に添付される。訂正される判決書の原本の余白に、この更正命令の付記が行われる。

第165条 言渡しの誤り

1. 一般裁判所が、主文または訴訟費用に関して言渡しを脱漏した場合、その判決に依拠することを望む当事者は、その裁判の送達後1か月以内に、裁判所に対し、その裁判の補充を申立てることができる。

2. 申立ては、判決の言渡しまたは命令の送達後1か月以内に行われる。
3. その申立書は、相手方当事者に対して送達され、相手方当事者は、所長によって指定された期限内に、意見書を提出することができる。
4. 当事者に対して彼らの意見書を提出する機会が与えられた後、一般裁判所は、命令により、その申立ての許容性及び実体の両者に関し、判断する。

第166条 欠席判決の破棄

1. 規程第41条により、欠席判決の破棄を求める申立てを行うことができる。
2. 判決を破棄する申立書は、被告によって、その欠席判決の送達の日から1か月以内に作成されなければならない。その申立書は、第76条ないし第78条に定める方式により提出されなければならない。
3. その申立書が送達された後、所長は、他の当事者が意見書を提出することができる期限を指定する。
4. 訴訟手続は、事件により、第3款及び第4款に従って行われる。
5. 裁判所は、破棄され得ない判決によって裁判する。
6. この判決の原本は、その欠席判決の原本に添付される。欠席判決の原本の余白に、破棄の申立てに関する判決が付記される。

第167条 第三者異議訴訟手続

1. 第76条ないし第78条は、規程第42条により第三者異議訴訟手続の開始を行う申立てに適用される。これに加え、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決または命令を示し；
 - (b) 効力を争う判決または命令がどのようにその第三者の権利を妨げているかを記述し；
 - (c) その一般裁判所に係属した事件においてその第三者が参加できなかった理由を示すものとする。
2. 第三者訴訟手続を開始する申立書は、第122条に示す公示後2か月以内に提出されなければならない。
3. 一般裁判所は、その第三者からの申立てに基づき、効力が争われる判決または命令の執行停止を命ずることができる。第156条ないし第161条の条項が適用される。
4. その申立書は、当事者に対して送達され、当事者は、所長から指定された期限内に、意見書を提出することができる。
5. 当事者に対して彼らの意見書を提出する機会が与えられた後、一般裁判所は、その申立てについて判断する。
6. 効力を争われる判決または命令は、その第三者の主張が認められる部分に関しては変更される。
7. 第三者異議訴訟手続における裁判書の原本は、効力を争う判決または命令の原本に添付される。効力を争う判決または命令の原本の余白に、第三者異議訴訟手続における裁判が付記される。

第 168 条 判決及び命令の解釈

1. 規程第 43 条に従い、判決または命令の意味または適用範囲に疑義がある場合、一般裁判所は、当事者、または、その利益を証明する欧州連合の機関からの申立てに基づき、その判決または命令を解釈する。
2. 解釈を求める申立ては、判決の言渡しの日または命令の送達の日から 2 年以内に行われなければならない。
3. 解釈を求める申立書は、この規則の第 76 条ないし第 78 条に従って作成される。これに加え、その申立書は、以下の事項を示す：
 - (a) 当の判決または命令；
 - (b) 解釈を求める文言。
4. 解釈を求める申立ては、他の当事者に対して送達され、その当事者は、所長が指定する期限内に、意見書を提出することができる。
5. 当事者に対して彼らの意見書を提出する機会を与えた後、一般裁判所は、その申立てに関し、裁判を与える。
6. 解釈裁判書の原本は、解釈された裁判書の原本に添付される。解釈された裁判書の原本の余白に、解釈裁判が付記される。

第 169 条 再審

1. 規程第 44 条に従い、一般裁判所の裁判の再審を求める申立ては、決定的な要因となるような性質をもつ事実であって、かつ、判決の言渡し時または命令の送達時には一般裁判所にも再審を求める当事者にも知られていなかった事実の発見に基づいてのみ、それを行うことができる。
2. 規程第 44 条第 3 項に定める 10 年の期限を妨げることなく、再審の申立ては、その申立ての根拠とする事実を申立人が認識した日から 3 か月以内に行われる。
3. 第 76 条ないし第 78 条が再審の申立てに適用される。これに加えて、その申立書は：
 - (a) 効力を争う判決または命令を示し；
 - (b) 判決または命令の効力が争われる点を表示し；
 - (c) 申立てが根拠とする事実を記述し；
 - (d) 再審を正当なものとする事実が存在すること、及び、第 2 項に定める期限が尊重されたことを証明するための証拠の性質を表示するものとする。
4. 再審の申立書は、他の当事者に送達され、その当事者は、所長によって指定された期限内に、意見書を提出することができる。
5. 当事者に対して彼らの意見書を提出する機会を与えた後、一般裁判所は、実体に関する裁判所の判断を妨げることなく、その申立てに関し、命令により、その申立ての許容性に関する裁判を与える。
6. 一般裁判所が、その申立ての許容性を宣言する場合、一般裁判所は、この規則に従い、その事件の実体に関する裁判を与える。
7. 再審裁判書の原本は、再審された裁判書の原本に添付される。再審された裁判書の原本の余白に、再審裁判が付記される。

第170条 償還されるべき訴訟費用に関する紛争

1. 弁償される訴訟費用に関する紛争がある場合、関係する当事者は、一般裁判書に対し、その紛争の解決を申立てることができる。その申立書は、第76条ないし第78条による方式によって提出される。
2. その申立書は、その申立てと関係する当事者に対して送達され、その当事者は、所定から指定された期限内に、意見書を提出することができる。
3. 当事者に対して彼らの意見書を提出する機会を与えた後、一般裁判所は、実体に関する裁判所の判断を妨げることなく、不服申立ができない命令により、その裁判を与える。
4. 当事者は、執行の目的のために、命令書の認証のある正本を求める申立てをすることができる。

第4款 知的財産権に関する訴訟手続

第171条 適用範囲

この款の条項は、第1条に示す局の審判部の審決を不服として提起された訴訟及び知的財産権制度と関連する法令の適用に関して適用される。

第1章 訴訟手続の当事者

第172条 被告

申立ては、争われる審決を採択した審判部が属する局を被告として、行うことができる。

第173条 審判部における手続の他の当事者の一般裁判所における地位

1. 申立人以外の審判部における手続の当事者は、指定された方法により及び指定された期限内にその申立てに回答することによって、訴訟参加人として、一般裁判所に係属する訴訟手続に参加する。
2. 答弁書を提出するための指定された期限が経過する前に、申立人以外の審判部における手続の当事者は、手続文書の提出に基づき、訴訟参加人として、一般裁判所に係属する訴訟事件の当事者となる。彼が、指定された方法により及び指定された期限内に申立書に対する答弁をしない場合、彼は、一般裁判所における訴訟参加人としての地位を失う。この場合、その訴訟参加人は、彼によって提出された手続文書と関連する彼自身の訴訟費用を負担する。
3. 第1項及び第2項に示す訴訟参加人は、基本当事者と同じ訴訟手続上の権利をもつ。彼は、基本当事者によって求められた裁判の構成を支持することができ、また、基本当事者によって申立てられ、主張されたものとは独立に、裁判の構成を申立て、そして、法律上の主張をすることができる。
4. 申立人以外の審判部における手続の当事者であって、第1項及び第2項に従って一般裁

判所における当事者となる者は、規程第19条の条項に従い、訴訟代理される。

5. 第77条及び第78条第4項ないし第6項は、第2項に示す手続文書に適用される。

6. 第123条からの特定により、第1項及び第2項に示す訴訟参加人は、指定された方法により及び指定された期限内に、その申立てに対して答弁した場合、欠席判決手続は、適用されない。

第174条 当事者の交代

訴訟手続によって影響を受ける知的財産権が局の審判部における手続の当事者によって第三者に移転された場合、当該権利の承継者は、一般裁判所に係属する訴訟手続の元の当事者に対し、交代を申立てることができる。

第175条 当事者の交代を求める申立書

1. 交代を求める申立書は、別の文書によって作成される。その文書は、訴訟手続のどの段階においても、これを提出することができる。

2. 申立書には、以下の事項を含める：

(a) 事件の表示；

(b) 事件の当事者の表示、及び、交代の申立書が交代を求める当事者の表示；

(c) 交代を求める申立人の名前及び住所；

(d) 交代を求める申立ての訴訟代理人の地位及び住所の詳細；

(e) 関連する証拠と共に、交代を正当化する状況の記述。

3. 交代を求める申立人は、規程第19条の条項に従い、訴訟代理される。

4. 第77条、第78条第4項ないし第6項及び第139条は、交代を求める申立てに適用される。

第176条 当事者の交代を求める申立てに関する裁判

1. 交代を求める申立書は、当事者に対して送達される。

2. 所長は、当事者に対し、交代を求める申立てに関し、書面により、または、口頭により、意見を提出する機会を与える。

3. 交代を求める申立てに関する裁判は、所長の理由を付した命令の方式により行われ、または、その訴訟手続を終了させる裁判の中に含まれる。

4. その交代を求める申立てが却下される場合、第134条及び第135条の条項により、交代を求める申立人の訴訟費用を含め、当該申立てと関連する訴訟費用に関する裁判が与えられる。

5. その交代を求める申立てが認められる場合、当事者と交代する承継人は、その交代の時点訴訟状態のものとしてその事件を受け入れなければならない。彼は、彼が交代した当事者によって提出された手続文書によって拘束される。

第2章 申立書及び答弁書

第177条 申立書

1. 申立書には、以下の事項を含める：
 - (a) 申立人の名前及び住所；
 - (b) 申立人の訴訟代理人の地位の及び住所の詳細；
 - (c) 訴訟が提起される相手方である局の名前；
 - (d) 訴訟手続の対象、法律上の主張及び依拠する法的見解並びにそれらの法律上の主張の要旨；
 - (e) 申立人が求める裁判の構成。
2. 申立人が、局の審判部における手続の当事者ではなかった場合、その申立書は、その手続の全当事者及び通知の目的のために与えられた名宛人の名前を含めるものとする。
3. 争われる審判部の審決は、申立書に添付される。申立人がその審決の通知を受けた日付が表示されなければならない。
4. 私法によって規律される法人により作成された申立書には、当該法人の法律上の存在を示す直近の証明書（会社、企業または団体の登録簿の抄本またはそれ以外の公文書）を添付する。
5. 申立書には、第51条第2項及び第3項に示す文書を添付する。
6. 第77条が適用される。
7. 申立書が第2項ないし第5項を遵守しない場合、記録官は、申立人が申立書を補正すべき合理的な期限を指定する。申立人が、指定された期限内に申立書を補正しない場合、一般裁判所は、その手続上の要件の違背により、その申立てが方式上許容できないものとなるか否かを判断する。

第178条 申立書の送達

1. 記録官は、被告、及び、局の審判部の手続における全ての当事者に対し、第80条第1項に定める申立書が提出されたことを通知する。彼は、第45条第5項に従って事件の言語が確定された後、申立書の送達を手配し、かつ、それが適切なときは、その申立書の事件の言語への翻訳物の送達を手配する。
2. 申立書は、被告に対し、返信の書式を添えた書留郵便による認証された服ゴンの送付の方式により、または、受領者への副本の人間による配達によって、送達される。被告が、事前に、第57条第4項に示す方法またはテレファクスによって彼に対して申立書が送達されることに同意している場合、申立書の送達は、しかるべく、その効力を発生させる。
3. 審判部の手続における当事者に対する申立書の送達は、第173条第2項に示す手続文書の提出の際に当該当事者が同意した方法によって、及び、そのような文書が提出されなかった場合には、審判部の手続の過程で通知を有効にする目的のために関係する当事者からあら得られた宛先に宛てた返信の書式を添えた書留郵便によって、その効力を発生させる。
4. 第177条第7項が適用される場合、送達は、その申立てが補正された時点で、または、一般

裁判所が、同条に定める要件の違背に拘らずその申立てを許容する裁判をした時点で、直ちに、その効力を発生させる。

5. 申立書が送達された後、被告は、一般裁判所に対し、審判部の手続における関連記録を送付する。

第 179 条 答弁書の提出が認められる当事者

被告、及び、申立人以外の審判部の手続における当事者は、申立書の送達後 2 か月以内に、彼らの答弁書を提出する。この期限は、例外的な状況においては、関係する当事者からの理由を付した申立てに基づき、所長によって延長され得る。

第 180 条 答弁書

1. 答弁書には、以下の事項を含める：

- (a) 答弁書を提出する当事者の名前及び住所；
- (b) その当事者の訴訟代理人の地位及び住所の詳細；
- (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
- (d) 答弁書を提出する当事者によって求められる裁判の構成。

2. 第 177 条第 4 項ないし第 7 項は、答弁書に適用される。

第 181 条 訴訟手続の書面審理部分の終了

第 3 章の条項を妨げることなく、訴訟手続の書面審理部分は、被告の答弁書、及び、それが適用可能なときは、第 173 条の意味における訴訟参加人の答弁書の提出の後、終了する。

第 3 章 交叉請求

第 182 条 交叉請求

1. 申立人以外の審判部の手続における当事者は、答弁書の提出のために指定されるのと同じ期限内に、交叉請求申立書を提出することができる。

2. 交叉請求申立書は、答弁書とは別の文書によって提出される。

第 183 条 交叉請求の内容

交叉請求申立書には、以下の事項を含める：

- (a) 交叉請求申立書を提出する当事者の名前及び住所；
- (b) その当事者の訴訟代理人の地位の及び住所の詳細；
- (c) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
- (d) 交叉請求申立書を提出する当事者によって求められる裁判の構成。

第184条 交叉請求に含まれる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的主張

1. 交叉請求は、申立てにおいて提起されるものとは異なる争点に基づき、審判部の審決を破棄または変更する裁判を求める。
2. 法律上の主張及び依拠する法的見解は、争われている審決の根拠における批判される争点を詳細に示す。

第185条 交叉請求に対する答弁書

交叉請求申立書が提出された場合、他の当事者は、彼らにそれが送達されてから2か月以内に、交叉請求における求める裁判の構成、法律上の主張及び依拠する法的見解に対する答弁に限定して、主張書面を提出することができる。この期限は、例外的な状況においては、関係する当事者からの理由を付した申立てに基づき、所長によって延長され得る。

第186条 訴訟手続の書面審理部分の終了

交叉請求申立書が提出された場合、訴訟手続の書面審理部分は、当該交叉請求に対する最後の答弁書の提出の後、終了する。

第187条 基本訴訟と交叉訴訟との関係

交叉請求は、以下の場合には、その目的を失う：

- (a) 申立人が基本訴訟を取り下げた場合；
- (b) 基本訴訟が、明らかに許容されないものであると宣言された場合。

第4章 手続の他の側面

第188条 一般裁判所における訴訟手続の対象

一般裁判所に係属する訴訟手続において当事者から提出された主張書面は、審判部の手続における対象を変更できない。

第189条 主張書面の長さ

1. 一般裁判所は、第224条に従い、この款によって提出される主張書面の最大の長さを定める。
2. 主張書面の最大の長さを超過することの承認は、法律上または事実上の特別に複雑な問題を含む事件においてのみ、所長によって与えられる。

第190条 訴訟費用に関する条項

1. 審判部の審決を不服とする訴訟が勝訴の場合、一般裁判所は、被告に対し、被告自身の費用のみの負担を命ずることができる。
2. 審判部における手続の目的のために当事者にかかる必要な費用は、償還され得る訴訟費用とみなされる。

第191条 他の適用可能な条項

この款の特別の条項に従い、第3款の条項は、この款に示す条項に適用される。

第5款 欧州公務員裁判所の裁判に対する控訴

第192条 適用範囲

この款の条項は、規程別紙Iの第9条及び第10条に示す公務員裁判所の裁判を不服とする控訴に適用される。

第1章 控訴

第193条 控訴状の提出

控訴は、一般裁判所の登録所において控訴状を提出することによって提起される。

第194条 控訴状の内容

1. 控訴状には、以下の事項を含める：
 - (a) 控訴人の名前及び住所；
 - (b) 控訴人の訴訟代理人の地位及び住所の詳細；
 - (c) 不服のある公務員裁判所の裁判の参照；
 - (d) 公務員裁判所に係属した関連事件における他の当事者の名前；
 - (e) 法律上の主張及び依拠する法的見解並びに法律上の主張の要旨；
 - (f) 控訴人が求める裁判の構成。
2. 控訴状には、不服により控訴する裁判が控訴人に送達された日付を示すものとする。
3. 私法によって規律される法人により提起された控訴は、当該法人の法律上の存在を示す直近の証明書（会社、企業または団体の登録簿の抄本またはそれ以外の公文書）を添付する。
4. 控訴状には、第51条第2項及び第3項に示す文書を添付する。
5. 第77条が適用される。
6. 控訴状が第2項ないし第4項を遵守しない場合、記録官は、控訴人が控訴状を補正すべき合理的な期限を指定する。控訴人が、指定された期限内に申立書を補正しない場合、一般裁

判所は、その手続上の要件の違背により、その控訴が方式上許容できないものとなるか否かを判断する。

第 195 条 控訴状に含められる求める裁判、法律上の主張及び法的見解の方式

1. 控訴は、当該裁判の本文中に示されている公務員裁判所の裁判の全部または一部が破棄されることを求めることができる。
2. 法律上の主張及び依拠する法的見解は、争われる一般裁判所の裁判の判断理由中にあるそれらの点を正確に特定して主張するものとする。

第 196 条 控訴が認められる場合において求める裁判の構成

1. 控訴は、理由があると宣言される場合に、その全部または一部において第 1 審において求めたのと同じ裁判の構成を求めることができるが、異なる裁判の構成を求めることはできない。公務員裁判所に係属した訴訟手続における対象は、控訴審において変更できない
2. 控訴人が、不服があるとして控訴した裁判が破棄される場合に、第 1 審裁判所として判断をする一般裁判所へその事件を差し戻すことを求める場合、彼は、その訴訟手続の状態が控訴審裁判所として判断をする一般裁判所による裁判を許容しないことの理由を示す。

第 2 章 答弁書、再主張書及び再答弁書

第 197 条 控訴状の送達

1. 控訴状は、公務員裁判所に係属した訴訟手続の全ての当事者に対して送達される。第 80 条第 1 項が適用される。
2. 第 194 条第 6 項が適用される場合、送達は、控訴状が補正された時点、または、同条に定める方式上の要件を遵守していなくても控訴状が許容されることを一般裁判所が宣言した時点で、直ちに、その効力を発生させる。

第 198 条 答弁書の提出が認められる当事者

公務員裁判所に係属した関連事件の当事者であって、その控訴が認容または棄却されることに利害のある者は、その控訴状が彼に送達された後 2 か月以内に、答弁書を提出することができる。答弁書の提出期限は、延長できない。

第 199 条 答弁書の内容

1. 答弁書には、以下の事項を含める：
 - (a) その答弁書を提出する当事者の名前及び住所；
 - (b) その当事者の訴訟代理人の地位及び住所の詳細；

- (c) 彼に対して控訴状が送達された日付；
 - (d) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
 - (e) 求める裁判の構成。
2. 第194条第3項ないし第6項は、答弁書に適用される。

第200条 答弁書において求める裁判の構成

答弁書は、控訴の全部一部が認容または棄却されることを求めるものとする。

第201条 再主張書及び再答弁書

1. 所長が、答弁書の送達から7日以内に控訴人から提出された申立書に基づき、とりわけ、許容性がないとの主張または答弁書中で依拠する新たな事柄に関して控訴人が彼の見解を示すことができるようにする必要があると判断する場合に限り、控訴状及び答弁書は、再主張書及び再答弁書により補充され得る。
2. 所長は、再主張書が提出されるべき日を指定し、その主張書面の送達に基づき、再答弁書を提出すべき日を指定する。所長は、これらの主張書面の頁数及び対象事項を制限することができる。

第3章 付帯控訴

第202条 付帯控訴

1. 第198条に示す当事者は、答弁書の提出のために定められるのと同じ期限内に、付帯控訴状を提出することができる。
2. 付帯控訴は、答弁書とは別の文書によって提起することができる。

第203条 付帯控訴状の内容

付帯控訴状には、以下の事項を含める：

- (a) 付帯控訴を提起する当事者の名前及び住所；
- (b) その当事者の訴訟代理人の地位及び住所の詳細；
- (c) 控訴状が彼に送達された日付；
- (d) 法律上の主張及び依拠する法的見解；
- (e) 求める裁判の構成。

第204条 付帯控訴状に含まれる求める裁判の構成、法律上の主張及び法的見解

1. 付帯控訴は、一般裁判所の裁判の全部または一部が破棄されることを求めるものとする。
2. 付帯控訴は、一般裁判所に係属した訴訟の許容性に関する明示または黙示の判断が破棄されることを求めるものとすることもできる。

3. 法律上の主張及び依拠する法的見解は、争われる一般裁判所の裁判の判断理由中にあるそれらの点を正確に特定して主張するものとする。この法律上の主張及び依拠する法的見解は、答弁書の中において主張される法律上の主張及び依拠する法的見解とは別のものとされなければならない。

第4章 付帯控訴における答弁

第205条 付帯控訴に対する答弁書

付帯控訴が提起される場合、公務員裁判所に係属した関連事件の控訴人またはそれ以外の当事者であって、その控訴が認容または棄却されることに利害のある者は、彼に対する付帯控訴状の送達後2か月以内に、当該付帯控訴の中で主張されている法律上の主張に限定して、答弁書を提出することができる。この期間は、延長できない。

第206条 付帯控訴に関する再主張及び再答弁

1. 付帯控訴状及びその答弁書は、所長が、その付帯控訴に対する答弁書の送達後7日以内に付帯控訴人から提出された適正な理由を付した申立書に基づき、とりわけ、許容性がないとの主張に関し、または、付帯控訴に対する答弁書内で主張された新たな事柄に関し、その当事者が彼の見解を示すことができるようにする必要があると判断した場合に限り、これを補充することができる。
2. 所長は、再主張書が提出されるべき日を定め、そして、その主張書面の提出に基づき、再答弁書を提出すべき日を定める。彼は、頁数及びそれらの主張書面の対象事項を制限することができる。

第5章 訴訟手続の弁論部分

第207条 訴訟手続の弁論部分

1. 控訴審の訴訟手続の当事者は、弁論期日において、彼らの事件について陳述する機会を求めることができる。そのような申立書は、理由を付したものとし、かつ、訴訟手続の書面審理部分の終了通知がその当事者に送達された後3週間以内に提出されなければならない。この期限は、所長によって延長され得る。
2. 予審判事の提案に基づき、一般裁判所は、記録中にある物件から一般裁判所が利用可能な十分な情報があると判断する場合、その控訴に関し、訴訟手続の弁論部分なしに判決することを決定することができる。ただし、一般裁判所は、その後、訴訟手続の弁論部分を開くことを決定することができる。

第6章 命令による控訴の決定

第208条 明らかに許容性のないまたは明らかに理由のない控訴または付帯控訴

控訴または付帯控訴の全部または一部が、明らかに許容性のないものである場合、または、明らかに理由のないものである場合、一般裁判所は、いつでも、予審判事の提案に従い、理由を付した命令により、当該控訴または付帯控訴の全部または一部を棄却する裁判をすることができる。

第209条 明らかに理由のある控訴または付帯控訴

一般裁判所が、控訴または付帯控訴の中の主張によって提起された法律上の争点と同じ1または複数の法律上の争点に関して既に判断を示したことがあり、かつ、その控訴または付帯控訴が明らかに理由のあるものであると判断する場合、一般裁判所は、予審判事の提案に従い、かつ、当事者の意見を聴取した後、その命令の中で適切な判例法への参照を行う理由を付した命令により、その控訴または付帯控訴が明らかに理由のあるものであることを宣言する裁判をすることができる。

第7章 登録簿からの控訴の削除の付帯控訴への影響

第210条 控訴の取下げまたは明らかに許容されない控訴の付帯控訴への影響

以下の場合においては、付帯控訴は、目的を失ったものとみなされる：

- (a) 控訴人が彼の控訴を取り下げた場合；
- (b) 控訴状を提出すべき期限の不遵守のために、その控訴が明らかに許容性のないものであると宣言された場合；
- (c) その控訴が、公務員裁判所の終局判決に対して行われたものではない、または、規程別紙Iの第9条第1項の意味における、実体上の問題の部分のみの判断をする裁判、もしくは、裁判管轄権がないとの答弁もしくは許容性がないとの答弁に関する手続上の問題の判断をする裁判に対して行われたものではない、という理由のみに基づき、その控訴が明らかに許容性のないものであると宣言された場合。

第8章 控訴審における訴訟費用及び訴訟救助

第211条 控訴審と関連する訴訟費用

1. 以下の各項に従い、公務員裁判所の裁判に対する控訴に関する一般裁判所に係属する訴訟手続には、この規則の第133条ないし第141条がそれぞれ準用して適用される。
2. 控訴に理由がない場合、または、控訴に理由がある場合であって、かつ、その事件について、裁判所が終局判決を自判する場合、裁判所は、訴訟費用に関する裁判を行う。

3. 機関によって提起された控訴において、その機関は、第135条第2項を妨げることなく、その機関自身の訴訟費用を負担する。
4. 第134条第1項及び第2項からの特定により、一般裁判所は、機関の官吏またはそれ以外の公務員から提起された控訴において、衡平がそのように求めるときは、訴訟費用を当事者間で分担することを決定することができる。
5. 彼が控訴を提起したのではない場合、第1審の訴訟参加人は、彼が一般裁判所に係属する訴訟手続の書面審理部分または弁論部分に参加したものでなければ、控訴審の訴訟手続における訴訟費用の支払いを命ずることができない。第1審の訴訟参加人が訴訟手続に参加した場合、一般裁判所は、彼が彼自身の訴訟費用を負担することを決定することができる。

第9章 控訴審に適用可能なその他の条項

第212条 主張書面の長さ

1. 一般裁判所は、第224条に従い、この款により提出される主張書面の最大の長さを定めることができる。
2. 主張書面の最大の長さを超過することの承認は、特別に複雑な問題を含む事件においてのみ、所長によって与えられる。

第213条 控訴審に適用可能なその他の条項

1. 第51条ないし第58条、第60条ないし第74条、第79条、第84条、第87条、第89条、第90条、第107条ないし第122条、第124条、第125条、第129条、第131条、第142条ないし第162条、第164条、第165条、並びに、第167条ないし第170条は、公務員裁判所の裁判からの控訴に基づき一般裁判所に係属する訴訟手続に適用される。
2. 第143条第1項からの特定により、訴訟参加の申立書は、第79条に示す告示の公示から1か月以内に提出されなければならない。
3. TFEU第256条第2項によって与えられる裁判は、司法裁判所に対して通知される。

第10章 訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする控訴 及び仮措置に関する裁判を不服とする控訴

第214条 訴訟参加の申立てを棄却する裁判を不服とする控訴及び仮措置に関する裁判を不服とする控訴

この款の条項からの特定により、一般裁判所の所長は、第157条第1項及び第3項並びに第158条第1項に定める手続に従い、規程別紙Iの第10条第1項及び第2項に示す控訴について、裁判をする。

第6款 司法裁判所による差し戻し後の事件の訴訟手続

第1章 一般裁判所の裁判が破棄され、事件が差し戻された後の 一般裁判所の裁判

第215条 司法裁判所による破棄及び差し戻し

司法裁判所が一般裁判所の判決または命令を破棄し、その事件を同裁判所に差し戻す場合、それを差し戻す裁判によって、その事件が一般裁判所に係属する。

第216条 事件の配点

1. 小法廷の判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、一般裁判所の所長は、同じ員数の判事で構成される別の小法廷にその事件を配点する。
2. 一般裁判所の大法廷によって行われた判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、その事件は、一般裁判所の大法廷に配点される。
3. 単独判事として判決をする判事によって行われた判決または命令を司法裁判所が破棄する場合、一般裁判所の所長は、当該単独判事から彼が配属されている小法廷へその事件を回付することを妨げることなく、その事件を単独判事に配点する。

第217条 訴訟手続の実施

1. その事件の実体に関し、一般裁判所に係属した訴訟手続の書面審理部分が終了した後に、司法裁判所によって差し戻す裁判が後に行われた場合、一般裁判所に係属した訴訟手続の当事者は、司法裁判所の判決の彼に対する送達の後2か月以内に、申立人は、その訴訟手続の結果として司法裁判所の裁判から引き出される結論に関し、彼らの意見書を提出することができる。この期限は、延長できない。
2. その事件の実体に関し、一般裁判所に係属した訴訟手続の書面審理部分がまだ終了していない場合、司法裁判所によって差し戻す裁判が後に行われたときは、その訴訟手続は、その訴訟手続が到達した段階に復帰する。
3. 所長は、状況がそれを正当化する場合、意見書の主張の補充書面の提出を認めることができる。

第218条 訴訟手続に適用可能な条項

第217条の条項に従い、訴訟手続は、事件により、第3款または第4款の条項に従って、行われる。

第 219 条 訴訟費用

一般裁判所は、一般裁判所で行われた訴訟手続と関連する訴訟費用及び司法裁判所における控訴審の訴訟費用に関して裁判する。

第 2 章 一般裁判所の裁判が職権再審され、事件が差し戻された後の 一般裁判所の裁判

第 220 条 司法裁判所による職権再審及び差し戻し

司法裁判所が一般裁判所の判決または命令を職権再審し、その事件を同裁判所に差し戻す場合、それを差し戻す判決によって、その事件が一般裁判所に係属する。

第 221 条 事件の配点

1. 最初に小法廷で審理された事件を司法裁判所が一般裁判所に差し戻す場合、一般裁判所の所長は、同じ員数の判事で構成される別の小法廷にその事件を配点する。
2. 最初に一般裁判所の大法廷で審理された事件を司法裁判所が一般裁判所に差し戻す場合、その事件は、一般裁判所の大法廷に配点される。

第 222 条 訴訟手続の実施

1. 司法裁判所の判決の送達後 1 か月以内に、一般裁判所に係属する訴訟手続の当事者は、訴訟手続の結果としてその当該判決から導き出される結論に関し、彼らの意見書を提出することができる。この期限は、延長できない。
2. 一般裁判所は、手続整理措置により、一般裁判所に係属する訴訟手続の当事者に対し、陳述書の提出を勧誘することができ、また、弁論期日において当事者の陳述を受けることを決定することができる。

第 223 条 訴訟費用

一般裁判所は、司法裁判所による一般裁判所の裁判の職権再審後に一般裁判所で行われた訴訟手続と関連する訴訟費用に関して裁判する。

最終条項

第 224 条 実装規則

一般裁判所は、別の法令によって、この規則を実装するための実務的な規則を採択することができる。

第 225 条 執行

この規則に基づき課される制裁及び命じられる措置は、TFEU 第 280 条、TFEU 第 299 条及び TEAEC 第 164 条に従って、執行される。

第 226 条 廃止

この規則は、2013 年 6 月 19 日に最終改正された 1991 年 5 月 2 日の一般裁判所手続規則と置き換わる。

第 227 条 この規則の公示及び発効

1. この規則は、第 44 条に示す言語のものが正式のものであり、EU 官報上で公示される。
2. この規則は、その公示の日から 3 番目の月の最初の日に発効する。
3. 第 105 条の条項は、第 105 条第 11 項に示す決定が発効した後においてのみ、適用される。
4. 第 45 条第 1 項、第 139 条及び第 181 条の各条項は、この規則が発効した後一般裁判所に提起される訴訟に対してのみ適用される。
5. 第 106 条及び第 207 条の各条項は、この規則が発効する日において、訴訟手続の書面審理部分がまだ終了していない事件に対してのみ適用される。
6. 2013 年 6 月 19 日に最終改正された 1991 年 5 月 2 日の一般裁判所手続規則の第 115 条第 1 項、第 116 条第 6 項、第 131 条及び第 135 条第 2 項の各条項は、この規則が発効する前に一般裁判所に提起された訴訟に対し、引き続き適用される。
7. 2013 年 6 月 19 日に最終改正された 1991 年 5 月 2 日の一般裁判所手続規則の第 135 条 a 及び第 146 条は、この規則が発効する前に訴訟手続の書面審理部分が終了し、一般裁判所に係属中の事件に対し、引き続き適用される。